

文教厚生委員会 会議録

日 時 平成31年2月25日（月曜日）
午前10時開会，午後2時25分閉会
場 所 第2委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
(1) 教育委員会関係
(2) 保健福祉部関係
(3) その他
 - 4 閉 会
-

出席委員（7名）

委員長	柳澤	明
副委員長	下村	壽郎
委 員	福田	一夫
委 員	荒井	武
委 員	鈴木	一彦
委 員	塚原	圭二
委 員	井上	圭一

欠席委員（2名）

委 員	松本	茂男
委 員	折本	明

説明のため出席した者（18名）

教育長	井坂	隆
教育部長	服部	正彦
教育委員会参事	菊地	正和
教育総務課長	平井	康裕
学務課長	元川	宏
文化生涯学習課長	佐賀	憲一
スポーツ振興課	根本	卓也
国体推進課長	北島	康雄

指導課長	鶴田 由紀子
博物館副館長	木塚 久仁子
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	黒澤 春彦
保健福祉部長	川村 正明
社会福祉課長	長谷川 雄一
障害福祉課長	加藤 史子
こども福祉課長	藤井 徹
高齢福祉課長	佐野 善則
国保年金課長	羽生 元幸
健康増進課長	塚本 浩幸

事務局職員出席者（1名）

係長 宮崎 清司

傍聴者（0名）

○**柳澤委員長** おはようございます。ただ今から文教厚生委員会を開催いたします。早速、協議及び報告事項に入ります。まず、議案関係（１）土浦市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について執行部より説明をお願いします。

○**元川学務課長** 委員会資料１ページをお願いいたします。改正の趣旨でございますが、上大津地区小学校の適正配置に関しまして、昨年１１月６日に土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員会から教育委員会に対し、上大津西小学校の複式学級等の問題は早急に解消する必要があるとの判断により、来年、２０２０年４月に上大津西小学校を菅谷小学校に暫定的に統合するという内容の中間提言書が提出されました。教育委員会におきましては、この中間提言を尊重し、上大津西小学校の複式学級等の問題の解消を図るため、上大津西小学校と菅谷小学校の暫定的統合計画（案）を策定の上、当該計画（案）に基づきまして、来年４月の２校の暫定統合に向けて準備を進めることといたしました。このことにつきましては、委員の皆様には、昨年１１月２６日の事前委員会並びに１２月４日の全員協議会におきましてご報告させていただいたところでございます。この後、報告事項（７）の「上大津西小学校と菅谷小学校の暫定的統合計画について」で詳しくご説明させていただきますが、２月の教育委員会定例会での議決を経て、当該計画が策定となりましたことから、来年４月の上大津西小学校と菅谷小学校の暫定統合に向けて、土浦市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、資料２ページの案文とおり、学校の名称と位置を定めた条例の別表から、上大津西小学校の名称及び位置を削除するもので、施行日は、上大津西小学校を菅谷小学校に暫定的に統合する来年、２０２０年４月１日とするものでございます。なお、資料３ページは改正箇所の新旧対照表、４ページから８ページまでは現在の条例文となっており、この改正と併せまして、現行の菅谷小学校の通学区域に上大津西小学校の通学区域を統合する手続きにつきましては、土浦市立学校通学区域規則の一部改正を行う予定でございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**柳澤委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問ございますか。
（「なし」の声あり）

○**柳澤委員長** それでは次に移ります。（２）土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について執行部より説明をお願いします。

○**佐賀文化生涯学習課長** 説明につきましては委員会の資料９ページをお願いいたします。議案関係（２）土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。平成３１年４月の学校教育法の改正に伴いまして「専門職大学制度」が創設されました。専門職大学の前期課程終了で短期大学士の学位が授与されることから、放課後児童支援員になるための研修受講資格に加えるため、条例を改正するものです。改正の内容につきましては、条例第１０条第３項の放課後児童支援員になるための研修の受講資格に、専門職大学の前期課程を修了したものを加えるものです。この条例は３月議会に上程いたしまして、平成３１年４月１日から施行するものです。改正案につきましては１０ページ、新旧対照表につきましては１１ページ

でございます。よろしくお願いいいたします。

○柳澤委員長 委員の皆さん質問があればどうぞ。

○鈴木委員 専門職大学の定義を教えて欲しいんですけど。

○佐賀文化生涯学習課長 法改正に伴いまして、専門職大学の認定申請は国の方に20数校申請があったようでございますが、実際認定を受けたのが3校ございまして、高知県の高知リハビリステーション専門職大学、また、東京にございます山崎動物看護専門職大学、それから京都にございます国際ファッション専門職大学ということで、専門学校というようなところ3校が申請を認められたということでございます。

○柳澤委員長 他にございますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次に移ります。それでは次に移ります。消費税関係が続きますので、(3)土浦市生涯学習館条例の一部改正についてから(13)土浦市民ギャラリー条例の一部改正についてまで、執行部より順次説明をお願いします。

○佐賀文化生涯学習課長 続きまして13ページをお願いします。議案関係(3)土浦市生涯学習館条例の一部改正についてでございます。(1)から(13)につきましては消費税の改正に伴いまして、それぞれの使用料を改正するものでございます。消費税率10パーセントの引き上げにつきましては、昨年10月に安倍総理が閣議でお話しされたところでございますが、2016年8月24日に閣議決定された時期の変更で2019年10月1日とされたことに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。土浦市生涯学習館条例の改正の内容につきましては、条例第9条及び別表で定める利用料を消費税相当分値上げをするものでございます。原則、10円未満の端数は切り上げておりますが、値上げ率が増税分の2パーセントを超えるものは5円単位で調整をしております。また、併せて文言の修正をするものです。この条例は、周知期間を経て2019年10月1日から施行するものでございます。経過措置としまして、施行の日前に許可を受けたものは旧料金を適用いたします。続きまして20ページをお願いします。議案関係(4)土浦市図書館条例の一部改正についてでございます。同じく消費税率の改正に伴い図書館研修室の使用料を改正するものでございます。条文及び別表を改正し、併せて文言の修正をするものです。条例の施行日、経過措置も前議案と同様とするものです。続きまして28ページをお願いします。議案関係(5)土浦市立公民館条例の一部改正についてでございます。同じく消費税率の改正に伴い公民館の使用料を改正するものでございます。条文及び別表を改正し、併せて文言の修正をするものです。条例の施行日、経過措置も前議案と同様とするものです。続きまして47ページをお願いします。議案関係(6)土浦市青少年の家条例の一部改正についてでございます。同じく消費税率の改正に伴い土浦市青少年の家の使用料を改正するものです。条文及び別表を改正し、併せて文言の修正をするものです。条例の施行日、経過措置も前議案と同様とするものです。

○根本スポーツ振興課長 同じく、消費税率が8%から10%に改正されることに伴う条例の改正が(7)から(12)まで6本ございますので、一括して説明させていただ

きます。まず、霞ヶ浦文化体育施設条例の一部改正についてでございます。対象施設は、霞ヶ浦文化体育会館でございますが、消費税相当分を現行の8%から10%に値上げするための改正で、端数処理につきましても同様な対応をするものでございます。文言の修正についてでございますが、現在、個人使用料につきましては、回数券を利用いただいております。回数券の額が別表に記載されておりますが、本来、本則または別表に記載するものであるため、第8条第3項に記載するほか文言の修正を行うものでございます。また、経過措置につきましては、施設の利用受付が2か月前から出来ることから、この条例の施行の日前に利用許可を受けたものについては、旧料金を適用するものでございます。平成31年10月1日から施行するものでございます。55ページから59ページが改正案文、60ページからが新旧対照表でございます。続きまして、67ページをお願いいたします。土浦市体育施設の利用に関する条例の一部改正についてでございます。同じく消費税の改正でございますが、対象施設は、川口運動公園、神立公園及び乙戸ファミリースポーツ公園でございます。同じく文言の修正を行うとともに、経過措置を規定するもので、平成31年10月1日から施行するものでございます。68ページから73ページが改正案文、74ページからが新旧対照表でございます。続きまして、80ページをお願いいたします。土浦市運動広場条例の一部改正についてでございます。同じく消費税の改正でございます。対象施設は、南部地区運動広場でございます。同じく文言の修正を行うとともに、経過措置を規定するもので、平成31年10月1日から施行するものでございます。81ページから83ページが改正案文、84ページからが新旧対照表でございます。申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いいたします。84ページの新旧対照表の改正後（案）の欄の第4条、第3号、第1号が全面利用となっておりますが、全面利用の誤りでございます。同じく備考欄でございますが、「字句修正として利用を使用に改める」とございませぬが、これを「字句修正として利用を利用に改める」と訂正願います。なお、条例の改正案文81ページの方は、利用となっておりますので、新旧対照表のみの訂正でございます。よろしくをお願いいたします。続きまして、87ページをお願いいたします。土浦市立武道館条例の一部改正についてでございます。消費税の改正でございます。同じく文言の修正を行うとともに、経過措置を規定するもので、平成31年10月1日から施行するものでございます。88ページから91ページまでが改正案文、92ページからが新旧対照表でございます。続きまして、97ページをお願いいたします。土浦市新治運動公園条例の一部改正についてでございます。こちらも消費税の改正でございます。対象施設は多目的グラウンド、野球場及びテニスコートでございます。同じく文言の修正を行うとともに、経過措置を規定するもので、平成31年10月1日から施行するものでございます。98ページから101ページが改正案文、102ページからが新旧対照表でございます。申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いいたします。102ページの新旧対照表の改正後（案）の欄と現行の欄でございますが、第9条第1項が2つ記載されておりますが、6行目と7行目を削除願います。なお、条例の改正案文の方は間違っておりませぬので、新旧対照表のみの訂正でございます。よろしくをお願いいたします。続きまして、106ページをお

願いいたします。土浦市新治トレーニングセンター条例の一部改正についてでございます。こちら消費税の改正でございます。同じく文言の修正を行うとともに、経過措置を規定するもので、平成31年10月1日から施行するものでございます。107ページから109ページが改正案文、110ページからが新旧対照表でございます。以上、スポーツ振興課関係の消費税の改正に伴う、条例の改正について説明させていただきました、よろしく願いいたします。

○佐賀文化生涯学習課長 続きます、112ページをお願いいたします。土浦市民ギャラリー条例の一部を改正する条例でございます。同じく消費税の改正に伴いまして、市民ギャラリーの使用料を改正するものでございます。同じく文言の修正を行うとともに、経過措置を規定するもので、平成31年10月1日から施行するものでございます。改正案につきましては113ページから、新旧対照表につきましては117ページからでございます。よろしく願いいたします。

○柳澤委員長 委員の皆さん質問があればどうぞ。

○荒井委員 28ページの文言なんだけれども、「乱す」と「害する」どう違うんでしょうか。

○根本スポーツ振興課長 スポーツ振興課にも出てきますので。「乱す」という文字は今法律用語では使わないということで、法律用語に合わせるものです。

○井上委員 消費税関係なんですけど、金額について8パーセントを10パーセントにするのは別に問題ないんですけど、やけに数字が細くなっちゃって、これ、税込価格ですよ。では、税抜はいくらになるんだということで10パーセントを引けば税抜価格になるってということですか。

○佐賀文化生涯学習課長 税抜の価格はここから10パーセント引いた価格ですが、余りの端数が1円単位になると非常に煩雑になるということから、5円単位で調整してきた経緯がございます、今回は基の金額から10パーセントというような計算方法ではなくて、前回の定められた金額から消費税相当分の2パーセントを値上げするというような計算でございますので、基の金額が10パーセント差引くと端数がでてしまう金額になってしまいますけれども、今回は2パーセント相当分を計算し、5円単位で端数処理をさせていただいたようなことでございます。

○井上委員 ちょっとね、100円が108円ならわかるでしょ、で、税制改正で110円になるならなるほどねとわかるんだけれども、数字が細くなり過ぎちゃってるんですよ。こういうものなんですかね。

○柳澤委員長 内税か外税の違いだよ。外税でやった方がわかりやすいということですよ。

○井上委員 そうなんないの。

○柳澤委員長 スタートが内税でやってるから、そんなに細かく気にしなくてもいいのかなと個人的に思うんですがどうでしょ。

○佐賀文化生涯学習課長 端数処理の問題で1円単位のものが出ていないということで、5円単位で端数処理をしていることからどうしても煩雑になってしまうと思うんですが、

前回の改正からの端数処理でこのようになっております。

○井上委員 確かにそうなんですけど、1円の単位も5円の単位も、市役所に払う以外普通に払っているんだけど、市役所に関しては端数が出ないようにとか、別に出てもいいんですよね、お金はお金で税率によって支払うわけですから。しょうがないならいいですよ。

○下村副委員長 そうすると、例えば実質値上げなんだね。それが言いたいんでしょ。

○井上委員 そういうこと。

○柳澤委員長 実質値上げになっていないでしょ。端数処理で変わっても消費税2パーセント分をいじったということですよ。

○根本スポーツ振興課長 今の使用料を1.08で割って1.1を掛けてます。実際やってみて2パーセントを超える場合には2パーセントで抑える。ですから消費税分しか今回は上げていません。

○井上委員 1円引いたもの2円引いたものが出てくるわけですよ。きっちりしていないような気がするんですよ。

○服部教育部長 結果として2パーセントを超える分が出た場合には超えないような処理をするということなんで2パーセントは超えていない対応をしますんでご了解をいただければと。

○柳澤委員長 それでは次に移ります。平成31年度土浦市一般会計予算（案）主要事業を執行部より順次説明お願いします。まず、就学前教育推進事業について説明願います。

○佐賀文化生涯学習課長 資料の57ページでございます。就学前教育推進事業でございます。幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期でございます。また、幼児期から児童期にかけては育ちと学びの基礎力を養う時期でございます。連続性・一貫性のある教育を行う必要があることから、就学前教育の重要性が高まっております。小学校入学後、新しい環境に馴染めず、集団行動ができないや授業中座ってられないなどといった、小1プロブレム等の課題を踏まえまして、保育所・幼稚園・認定こども園との連携を一層強化するとともに、家庭や地域、関係機関等が連携し、就学前教育と家庭教育の推進を図る基盤の構築を行うものでございます。予算につきましては、新たに就学前教育推進担当者、こちら非常勤嘱託職員でございます2名を配置するための報酬でございます。今後、県の施策と連動し「保幼少連携協議会」を2020年度までに設置し、就学前教育の充実を図るものでございます。説明は以上でございます。

○柳澤委員長 この件について質問どうぞ。

○鈴木委員 やりたいことはわかるんですけど、土浦市は就学前教育の直営をやらない方向で進んでいるということで、当然、文化生涯学習課が中心となって、民間と連携を取りながら進めていくことになってくると思うんですけど、就学前教育がこの文化生涯学習課が担当してやれば指導課の範疇に入ってくるということで、連携を取る相手が多岐に渡ってくる中で、文化生涯学習課で捌き切れないうということはないんでしょうけれども、体制、人員を含めてしっかりやらなければいけないことなので、ちょっと心配な

ので、その手当てが必要だったら私ら人を増やせと言うしかないのです、その辺は大丈夫ですか。大変重要なことなので、連携について質問します。

○佐賀文化生涯学習課長 専属の2名の職員が配置になるわけなんですけど、その職員だけでは連携が図れるものだけではないと。文化生涯学習課だけで出来るものではないと思っております。こども福祉課の協力も必要になりますし、各民間の幼稚園、保育所等とも連携が重要になってくるものでございます。連携を深めるための協議会を設置いたしまして、十分話し合いの上、もちろん小学校の担当の方も交えまして、今後協議を進めていきます。

○鈴木委員 大変な仕事なのでしっかりお願いします。

○荒井委員 この文面から言うと、障害者というのがあるんだけど、含まれるんですか。

○佐賀文化生涯学習課長 一般の子ども達と障害を持った子ども達も一緒になって考えていかなければならない案件になってまいりますので、含んだ形で検討していきたいと思えます。

○荒井委員 負担は大丈夫なんでしょうか。

○佐賀文化生涯学習課長 実際に公立、私立の幼稚園にも障害を持ったお子さんが通っていらっしゃるというようなところもございまして、実態把握も含めて、どういった形で対応していくのかも含めて一緒に考えていきたいと思えます。

○柳澤委員長 他によろしいですか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次、教育相談室移転事業について説明をお願いします。

○鶴田指導課長 58ページ、教育相談室移転事業でございます。事業の目的にございますとおり、教育相談室は現在、市民会館隣り、真鍋事務庁舎旧館の2階において、様々な理由で登校できない児童生徒を受け入れ、学校復帰を目指して運営しております。しかし、建物の老朽化が著しく、昭和44年に竣工された新耐震設計基準施行以前の建物でもあることから、施設の移転を実施し、安心して通室出来る教育環境の整備を図ってまいります。事業の概要でございますが、来年度平成31年度に旧穴塚小学校の改修工事を実施し、同校校舎内への移転を予定しております。「期待される効果・成果目標等」にございますとおり、新しい教育相談室を整備することで、児童生徒が安心して通室出来る環境が整いますとともに、これまで以上に十分な面積を確保出来ることから、生活や学習のための部屋を増やすことができ、増加している不登校児童生徒へのよりきめ細やかな支援が可能となるものでございます。

○柳澤委員長 今の説明について質問ありますか。

○井上委員 改修移転経費の価格は税抜価格ですか、税込価格ですか。

○鶴田指導課長 税込価格でございます。

○井上委員 税込価格とわかるような、安い金額じゃないんで、どっちなのかなと不安になるような処理じゃだめだと思うんですね。わかるようにしてください。

○下村副委員長 期待される効果のところに、増加している不登校生徒という言葉が入

っていて、教えていただきたいのが、建物の2階を改修すると、相当数人数がいて、どのくらいの教室を改修するのでしょうか。何室やるんですか。

○鶴田指導課長 おおよそでございますが2階の半分強を改修する予定でございます。教室数ですが、まず職員室、相談室や電話相談室など小部屋にするのが3室、学習室が2部屋、多目的室、プレイルームを予定しております。7部屋でございます。教室数でいうと5部屋を予定しております。

○下村副委員長 これだけ改修しますと、不登校の子ども達が余裕を持って入れるということでしょうか。

○鶴田指導課長 現在、教育相談室に通学している児童生徒は、申請書を出しているもので約30名でございます。そういった子ども達の中には、あまり人との関わりを持つことに課題があるお子さんもいますので、丁寧に対応していくために、この部屋数は必要だと考えております。

○服部教育部長 30名いますが全員が1年間通うものではなくて、数か月で戻れるお子さんもいます。なるべく戻れるような無理のない形でやっていますが、そういう状況もございます。ただ、若干増えたり減ったりしています。

○柳澤委員長 土浦市と全国的な平均値というのはどうなんですか。

○鶴田指導課長 30日以上何らかの理由で欠席をしている児童生徒の割合は、全国よりも多い傾向にあります。

○福田委員 通っている児童生徒の足の問題なんですけど、親御さんの送り迎えになるわけですか。

○鶴田指導課長 3名が自転車で通学をしております。それ以外は全て保護者の送迎です。

○柳澤委員長 他によろしいですか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次、小学校適正配置推進事業について説明をお願いします。

○元川学務課長 学務課でございます。資料59ページ、小学校適正配置推進事業でございます。本事業につきましては、平成24年度に策定いたしました「土浦市立小学校適正配置実施計画」に基づきまして、適正規模に満たない小学校が複数ある上大津地区につきまして、子どもたちのより良い教育環境の整備を目指すため、土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員会を設置して、具体的な検討を進めるものでございます。これまでに5回の検討委員会を開催するとともに、同地区の保護者及び地域住民説明会も実施しながら、適正配置の具体的な方策について協議・検討を進めており、昨年11月6日に、検討委員会から、上大津西小学校の複式学級等の問題は早急に解消する必要があるとの判断によりまして、上大津西小学校と菅谷小学校の暫定的統合についての中間提言があったところでございます。平成31年度におきましては、引き続き検討委員会において、最終提言として、本年6月頃までに上大津地区全体の適正配置の具体的な方策を決定することを目指して検討を進めるとともに、同地区の保護者や地域住民説明会も適宜実施し、「上大津地区小学校適正配置実施計画」を策定する予定でございます。なお、

上大津西小学校と菅谷小学校の暫定的統合につきましても、「上大津西小学校と菅谷小学校の暫定的統合計画」を策定し、当該計画に基づき、先程ご説明させていただいた「土浦市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正」等の手続きを行った上で、保護者や地域住民、学校関係者による統合準備協議会を組織して、2020年4月の円滑な統合に向けた準備を進めてまいります。説明は以上でございます。

○柳澤委員長 ではご質問ありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次、小学校/中学校施設非構造部材耐震化事業について説明をお願いします。

○平井教育総務課長 資料は60ページでございます。小学校/中学校施設非構造部材耐震化事業でございます。校舎及び屋内運動場の耐震化につきましては、構造の耐震化が平成27年度に完了したことから、引き続き校舎等のガラスの飛散防止設備類の固定化など非構造部材の耐震化を推進するものでございます。学校施設の非構造部材につきましては、緊急時の避難場所となります屋内運動場及び柔剣道場を優先しまして、平成26年度から整備を開始しまして、平成29年度を持って完了しましたことから、引き続き校舎内のガラスの飛散防止、スピーカー等の落下防止、家具類の転倒防止のため、非構造部材の耐震化工事を年次計画で行うものでございます。本年度に下高津小学校、荒川沖小学校の実施設計を行っていることから、平成31年度は下高津小学校、荒川沖小学校の非構造部材、窓ガラスの飛散防止、照明、スピーカー等の耐震化工事を行うものでございます。以上でございます。

○柳澤委員長 ではご質問ありますか。

○塚原委員 残っているのはどのくらい。

○平井教育総務課長 計画では平成36年度までに耐震化を予定してございます。上大津の東小学校、西小学校、菅谷小学校につきましては、統合ということもございまして、最終提言がされた後に整備をするものでございます。これから実施する学校につきましては、小学校が9校、中学校が5校という状況でございます。なお、土浦小学校、都和小学校につきましては、改築事業で既に対応してございます。土浦第二小学校も屋体事業で行っておりまして、残りの学校につきましては、計画でございましてけれども、平成33年度に神立小学校、右廻小学校、35年度に都和南小学校、乙戸小学校、東小学校、真鍋小学校、36年度に中村小学校、大岩田小学校、土浦第二小学校と、中学校につきましては、33年度に五中、36年度に一中、二中、三中、六中と予定してございます。なお、新治義務教育学校につきましては、既に対応済でございます。

○下村副委員 年次計画で実施するということですが、夏休みで対応するというところで考えてよろしいのでしょうか。

○平井教育総務課長 夏休みの期間を利用して整備をしていく計画でございます。

○柳澤委員長 その他ありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次、特別展・企画展事業、上高津貝塚ふるさと歴史の広場につ

いて説明をお願いします。

○佐賀文化生涯学習課長 61ページをお願いします。特別展・企画展事業、上高津貝塚ふるさと歴史の広場でございます。上高津貝塚ふるさと歴史の広場では、開館以来、考古資料から歴史を探る展示を開催しており、平成31年度は、秋に、第22回企画展「常陸の玉作り」、「重要文化財 武者塚古墳出土品同時公開」と題しまして、古代人のアクセサリーである勾玉など、玉作りに関する展示を予定するものでございます。市内の烏山とおおつ野から、メノウを材料とした勾玉の工房跡が発見されており、これらは古墳時代初めの4世紀代のものがございます。国内でも最も古い可能性のあるもので、出土品は現在、市の指定文化財になっております。展示は、これらの資料及び、武者塚古墳などの古墳から発見された玉類を展示し、玉作りからみた古墳時代の社会について紹介するものでございます。併せて、保存処理や保存台を製作しました、国指定重要文化財の武者塚古墳出土品の展示をするものでございます。関連行事としまして、記念講演会や展示案内会、体験講座などを予定するものでございます。説明は以上でございます。

○柳澤委員長 質問があればどうぞ。

○福田委員 武者塚古墳は今後常設展になるんですか。

○黒澤上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長 基本的には収蔵庫に保管しておりまして、特別展や企画展に合わせて展示をする予定です。

○荒井委員 通常の管理はどういう形で置いてるんですか。展示しない場合はどこかに保管しているんでしょうけど。

○黒澤上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長 武者塚古墳の様な金属製品につきましては温度や湿度を一定に保つ収蔵庫がありまして、そちらで保管しております。

○荒井委員 管理は1日に何回か見てるんですか。温度とかいろいろあると思うんですけども。

○黒澤上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長 収蔵庫を何回か開け閉めをすると外気が入って来ますので、展示の出し入れとかにしか開けません。月に1回程度データを取っていますので、それを確認することをしております。

○下村副委員長 勾玉なんですが、日本最古の・・・と書いてありましてこれは調べることは出来ないんですか。

○黒澤上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長 今までは出雲地方が古いとされておりましたが、最近の調査でもしかしたら出雲よりも古くなるのではないかという可能性が出てまいりました。ただ、それは出土したものから推測するもので、果たしてそれが出雲よりも古くなるかというのは研究の最中でありまして、おそらくは日本最古になるのではないかと思います。

○下村副委員長 凄いことなので、きちんと調べられればと感じました。

○柳澤委員長 その他ありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次、市民会館耐震化及び大規模改造事業について説明をお願いします。

○佐賀文化生涯学習課長 別冊資料62ページをお願いします。

市民会館耐震化及び大規模改造事業でございます。市民会館につきましては、施設の耐震化を図るとともに、老朽箇所等の大規模な改造を行い、施設を安心・安全で快適に利用出来るように整備することを目的として事業を進めているところでございます。

平成29年度に設計業務を行いまして、平成30年度入札を行い、平成31年1月から工事に着手しております。現在、市民会館の備品等の引っ越し作業が完了し、工事事務所や仮囲いを設置した状況で、一部撤去工事が始まっておるところでございます。なお、市民会館の仮事務所としましては、真鍋事務庁舎、現在シルバー人材センターがございまして2階に移転しております。平成31年度の主な工事内容は、耐震補強工事、天井脱落防止対策のほか、客席の交換、トイレの改修、エレベーターの設置、舞台機構の改修でございますが、これに加えまして大規模イベント時の駐車場不足を緩和すべく、真鍋事務庁舎の旧館を解体し、駐車場の拡張工事も実施いたします。市民会館のリニューアルオープンは、2020年5月を予定しております。説明は以上でございます。

○柳澤委員長 質問があればどうぞ。

○荒井委員 古い建物ですがアスベストは無かったんですか。

○佐賀文化生涯学習課長 市民会館は大丈夫なんですけれども、真鍋事務庁舎の旧館につきましては、アスベストが含まれているとのことでございまして、若干費用がかかるようでございます。

○柳澤委員長 その他ありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次、重要資料公開推進事業、博物館について説明をお願いします。

○佐賀文化生涯学習課長 別冊資料63ページをお願いいたします。重要資料公開推進事業、博物館でございます。博物館では、開館以降、本市の特徴を紹介する展示を行っており、平成31年度におきましても、特別展を開催する予定です。第40回特別展「町の記憶—空都土浦とその時代—」は本年3月16日からの開催で、大正末期から昭和初期、土浦が霞ヶ浦海軍航空隊や予科練の玄関口として、軍都、空都と呼ばれた時代の様相を紹介いたします。市民から寄せられた太平洋戦争中の記憶も合わせて公開いたします。また、第41回特別展「土浦城—継承の軌跡」と題しまして、続・日本100名城選定記念、ならびに市制施行80周年記念として、土浦城を特集いたします。土浦城は平成29年、公益財団法人日本城郭協会において選ぶ「続・日本100名城」で紹介されており、多くの見学者を迎えているところでございます。土浦城と城下町は、現在の土浦市域の飛躍的な発展の基礎になったものでございます。特別展では、城の歩んできた歴史を、古文書や絵図等の史料で紹介いたします。廃藩置県で廃城となって以降、土浦城が県庁や郡役所などとして生まれ変わったことも紹介しまして、城への理解を深める機会といたします。関連行事としまして、記念講演会や展示案内会などを予定してございます。説明は以上でございます。

○柳澤委員長 質問どうぞ。

○井上委員 事業予算の使い道、市民会館だと内訳が出ていてわかり易いんですが、何にお金を掛けているのかわからないんですよ。やることはわかるんですけど。例えば宣伝のチラシがいくらとか書かないと予算の使い道がわからないよね。

○柳澤委員長 内訳についてお願いします。

○黒澤上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長 予算としましては99万7,000円を計上させていただきました。記念講演の報償費で5万円、資料借用で3万2,000円、消耗品、印刷製本等で34万円、役務費の通信運搬費で52万5,000円、高速道路の利用料で3万円でございます。

○木塚博物館副館長 博物館は700万円近い予算を計上しておりますが、最もコストが掛かるのが通信運搬費でございます。他館から貴重な資料を拝借する場合には、美術品専用の梱包の専用車を使用することが義務付けされておまして、県外の東京、関西から資料を輸送してくる場合には通信運搬費が掛かりまして、因みに、空都土浦の場合には112万円、土浦城継承の軌跡では130万円を計上しております。また、特別展であることから続いて多いのが印刷製本費でございます。図録を作成し市民の方、来館者の方にわかり易く展示を理解していただくためには、図録を1,000部程度印刷しております。その予算がかかる形になっております。主なものを説明させていただきました。

○井上委員 そこが大事だと思うんですよ。理解してもらうにはお金がこれだけ掛かるんだよ。お金の使い道が明確であればこういった質問も出ないんですけども。本委員会までに内訳を出していただけるとありがたいと思います。

○柳澤委員長 今年から予算委員会をとるというのもございまして、審議をするためにも別添で内訳をお願いしたいと思います。本委員会もそうですが、なるべく早めに、内訳の書いていないものがありましたら、内訳を付けてください。

○佐賀文化生涯学習課長 予算の内訳が載っていないものにつきましては、資料を作成させていただきます。早めに提出させていただきたいと存じます。

○福田委員 国宝なんかを借りる場合、あるいは貸す場合は、運搬費以外の貸出料はないんですか。

○木塚博物館副館長 基本的に国公立の場合は無料です。ただし、個人の場合や私立の美術館においては貸出料等が一覧になっているものもございまして、臨機応変に対応させていただきます。

○柳澤委員長 その他ありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次、美術品公開推進事業、新図書館管理運営事業について説明をお願いします。

○佐賀文化生涯学習課長 別冊資料64ページをお願いします。美術品公開推進事業並びに新図書館管理運営事業でございます。アルカス土浦の核となる施設として、図書館、市民ギャラリーにおきましては魅力あるイベントや企画展を開催するなど、中心市街地のにぎわいの創出に努めており、オープン後開館1年で約65万人、2月中旬までで延

べ78万人を越えるお客様にご利用いただいております。両施設の連携を図った事業につきましては、「絵本」をテーマとしまして地元ゆかりの作家や、仕掛け絵本の展覧会・講演会を3月21日から開催するほか、各種講座や郷土ゆかりの作家を紹介する企画展等を開催するものでございます。また、両施設の連携のみならず、文化施設と連携し生涯学習の推進と芸術文化の振興を図るとともに、各種イベントとの連携など中心市街地の活性化に寄与するものでございます。説明は以上でございます。

○柳澤委員長 質問があればどうぞ。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次、川口運動公園野球場整備事業について説明をお願いします。

○根本スポーツ振興課長 同じく65ページをお願いいたします。川口運動公園野球場整備事業でございます。9月議会の際、和解の報告をさせていただきましたが、J：COMスタジアム土浦を硬式野球で利用した際に、ファウルボールが場外に飛び出し敷地外の駐車場に駐車してあった車両を直撃する事故が発生したことから、場外の歩行者等の安全確保のため、場外へ飛び出すファウルボールを減らす対策として、スタンド及び外野の一部に防球ネットを設置するものでございます。事故を受けまして、9月議会で補正予算をいただき、今年度実施設計業務を行い、来年度設置工事を行うものでございます。なお、防球ネット設置後の地上高はスタンド部分が19.95mで約20m、外野の一部が14.85mで約15mでございます。工事時期は12月以降のオフシーズンを予定しております。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○柳澤委員長 質問があればどうぞ。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次、茨城国体準備事業について説明をお願いします。

○北島国体推進課長 資料66ページ。茨城国体開催事業でございます。本年開催する第74回国民体育大会において、本市で実施する4競技において万全な準備のもと円滑な運営を図ると伴に市民意識の向上を図るため、おもてなしの心を持って開催出来るよう取り組むものでございます。予算の方は全額実行委員会への負担金となっております。事業の概要でございますが、競技日程の記載の通り、9月13日から開催いたします水球競技をかわきりに軟式野球、相撲、高校野球・軟式の4競技を開催いたします。本市ならではの個性と魅力溢れる大会が開催出来るよう準備を進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

○柳澤委員長 質問があればどうぞ。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次、学校給食センター再整備事業について説明をお願いします。

○元川学務課長 「学校給食センター再整備事業」でございます。本事業につきましては、現在の第1学校給食センターと第2学校給食センターは老朽化が著しく、耐震基準を満たしていないことなどから、今後も安心・安全でおいしい学校給食を継続して提供出来るよう、旧新治庁舎跡地に1センター方式による新たな学校給食センターを整備するものでございます。これまで、平成28、29年度に基本実施設計を行うとともに、

旧新治庁舎等の既存施設の解体工事を実施し、昨年9月に建築工事、厨房機器物品購入等の契約を締結した後、10月に工事に着工して、現在、来年、2020年5月末の工事完了を目指して整備を進めているところでございます。平成31年度におきましても、来年9月の供用開始に向けて、引き続き建設工事等を進めるとともに、敷地外の外構工事として、隣接する新治トレーニングセンター駐車場の整備、跡地利活用のための現在の第1・第2学校給食センターの土地測量及びアスベスト調査、また、新たな学校給食センターで使用する学校給食管理システムの導入等の準備を進めてまいります。説明は以上でございます。

○柳澤委員長 質問があればどうぞ。

○福田委員 期待される効果にアレルギーを持つ児童生徒への対応が可能とされてますが、具体的に。

○元川学務課長 考えておりますのが、アレルギー除去食ということで、アレルギーの上位、乳と卵を除いた給食の提供ということで予定しております、その提供方法ですとかを検討している状況でございます。

○荒井委員 アレルギーというのはいろいろあるんでしょ、全部だと大変ですよ、その辺はどうなの。

○元川学務課長 蕎麦ですとか海老ですとか挙げていくときりがない状況なので、一番多い乳と卵を除いて提供することを考えております。

○荒井委員 最悪は弁当を持ってきてもらうこともあるんですか。

○元川学務課長 卵と乳を除くと成立しないようなオムレツとかも想定されますので、そういう時は弁当持参を考えております。アレルギーをお持ちのご家庭には、成分表をお渡しして対応させていただいております。

○井上委員 期待される効果の中に地産地消が出ているんですけど、全体の何パーセントを地産地消でやろうと考えているんですか。

○元川学務課長 今書かれている資料がないんですが、目標のパーセントは掲げてございまして、今は目標をクリアしている状態です。

○井上委員 新しく出来るセンターですから、地産地消はすごく良いことなので、他市町村や他県と比べて、どのくらい地産地消をやるのか比較をしていただくと目標も明確になるのではないかと思います。

○下村副委員長 事業の内容の委託料で、土地測量の委託料はなぜ必要なのでしょう。

○元川学務課長 合筆をしていない土地となっております、改めて測量をして土地の利活用を円滑に行えるように、面積の確定と合筆を行う予定をしております。

○下村副委員長 合筆は必要なんですか。

○元川学務課長 第1給食センターでは、道路となっている無地番地があったりですとか、一部が原野になっているような状況も見られますので、全部測量した上で、合筆することで考えております。

○下村副委員長 アスベストの調査料より測量はかからないのか。内訳は。

○元川学務課長 測量委託料が420万円、アスベスト調査委託料が80万9,000

円という内訳になっております。

○柳澤委員長 その他ありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次、報告事項に移ります。平成30年度一般会計補正予算（第5回（専決））について執行部より説明をお願いします。

○佐賀文化生涯学習課長 資料123ページをお願いします。平成30年度一般会計補正予算（第5回（専決））につきましては博物館の外壁改修工事についてでございます。12月の委員会でご報告させていただきましたが、博物館の外壁は、建築物定期点検で屋上部分の外壁モルタルが浮いていることが判明し、道路に落下する危険があることから緊急に改修工事が必要となり、専決処分で補正をし、入札を行いました。検査の結果、アスベストは含まれていないことが判明しました。請負業者につきましては、株式会社コバヤシ建装でございます。工期につきましては、1月26日から3月30日となっておりますが、工事は150日程度の期間を要することから、繰越承認をいただいた後6月下旬まで工期を延長する予定です。現在は足場を組む準備を進めており、2月末から3月中旬にかけて足場の設置、その後外壁の撤去作業、4月中旬に洗浄・下地処理を行い、5月に仕上げ塗装、検査後6月に足場撤去の予定です。なお工事に伴い、博物館を閉館させる予定はございませんので、安全面に十分配慮しながら、特別展の開催等、来館者に対するPRをしていきたいと考えております。

○柳澤委員長 質問があればどうぞ。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次に移ります。台風24号被害による市指定史跡「水戸街道松並木」樹木管理に係るフェンス破損事故の和解について、執行部より説明をお願いします。

○佐賀文化生涯学習課長 資料125ページをお願いします。台風24号被害による市指定史跡「水戸街道松並木」樹木管理に係るフェンス破損事故の和解についてでございます。10月1日に事故が発生しました台風24号による被害でございますが、12月の委員会で被害状況と補正予算について報告をさせていただいたところです。事故につきましては、台風24号により市指定史跡の「水戸街道松並木」の松の枝が折れ、フェンスの一部を破損したものでございます。発生場所は東若松町の土浦厚生病院の北側でございますパインヒルズという住宅地のお宅でございます。過失割合につきましては、松並木の管理をしております市がフェンスの修理費を100パーセント負担することとしまして、平成30年10月25日に和解が成立したものでございます。フェンスの修理費につきましては総額18万1,440円でございます。説明は以上でございます。

○柳澤委員長 質問があればどうぞ。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次に移ります。台風24号被害における市指定史跡「水戸街道松並木」樹木管理に係る車両破損事故の和解について、執行部より説明をお願いします。

○佐賀文化生涯学習課長 資料126ページをお願いします。同じく、台風24号による被害でございます。市指定史跡の「水戸街道松並木」にございますヒバの枝が折れ、

駐車していた車両の一部を破損したものでございます。発生場所は東若松町さらに北側でございます、中古車を扱っている株式会社アラム・アンド・アウランゼーボ・インターナショナルカンパニーというところで、パキスタンの方が行っている中古車販売の会社でございます。過失割合につきましては、松並木の管理をしております市が車両の修理費を100パーセント負担することとしまして、平成31年1月4日に和解が成立したものでございます。車両の修理費につきましては総額13万572円でございます。説明は以上でございます。

○井上委員 この手の事故は今後も起こると思うんですけど、写真を見る限り適正な駐車場に止めてあってそこに倒れちゃってというのではなくて、敷地内に止めておいて倒れちゃったということでも降りるものなんですか。

○佐賀文化生涯学習課長 会社の敷地内ということでございまして、販売用の車両が駐車してあったというものでございます。民地内に停めてあった車を破損させてしまったものでございまして、警察等にも相談させていただいたものでございます。

○井上委員 民地と史跡が隣接するところは今後も可能性がありますよね。市内でもけっこうあると思うんですけど、想定は考えてないですよね。

○佐賀文化生涯学習課長 今後も想定されますことから注意喚起につきましては検討させていただきます。

○柳澤委員長 その他どうぞ。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次に移ります。土浦市都市公園条例の一部改正について、執行部より説明をお願いします。

○根本スポーツ振興課長 127ページをお願いいたします。こちらも消費税改正に伴う使用料の改正でございますが、土浦市都市公園条例の一部改正についてでございます。霞ヶ浦総合公園内でございます水郷プールの使用料につきましては、土浦市都市公園条例で定めております関係から、議案については、産業建設委員会において審議していただくものですが、水郷プールは教育委員会で管理している施設のため報告させていただくものでございます。内容は、先程議案の中で説明させていただきました体育施設同様の改正でございます。128ページから129ページが改正案文、130ページから新旧対照表でございます。130ページの第9条関係の別表第3が水郷プールの使用料でございます。なお、水郷プールについては、8月で営業が終了することから、実際に改正後の使用料を頂くのは、2020年度の営業からになります。説明は、以上でございます。

○柳澤委員長 今の件について質問があればどうぞ。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次に移ります。港町二丁目芝生公園について、執行部より説明をお願いします。

○根本スポーツ振興課長 12月議会の文教厚生委員会の際に折本委員から「港町二丁目芝生公園」でサッカーが出来ないか確認して欲しいとの意見をいただきましたので、

その結果について報告させていただきます。場所は土浦市港町二丁目の土浦港内でございます。面積は3,680㎡で、うち芝生部分は2,400㎡でございます。管理者は、港湾管理者の茨城県より土浦市の建設部公園街路課が占用許可を受けているもので、占用目的は公園の緑地施設として、平成23年7月より市民の憩いの場として開放しております。なお、使用制限がかかっておりまして、あずまや、バーベキュー施設、テニスコート、杭打ちを伴うフェンス等の恒久的施設は設置できない。火気は使用できない。増水時に撤去出来る物以外は設置できないというものでございます。134ページをお願いします。現地の写真でございます。土浦港に面した公園で、芝が張ってございます。また、転落防止用の防護柵がございます。133ページにお戻り願います。サッカー等で利用する際の課題点を整理させていただきました。1つ目が、少年用サッカーコートの面積は3,400㎡が基準となります。芝生部分の面積が約2,400㎡ため、大会での利用は難しいが練習や遊び程度での利用は可能である。2点目、霞ヶ浦に面する部分には安全柵が設置されているが、高さが0.9mと低くボールの飛び出しを防ぐことが出来ないため、安全面を考慮すると防球ネットの設置が必要となりますが、占用の許可条件として杭打ちを伴うフェンス等の設置等恒久的施設の設置が出来ないこととなっております。3つ目としまして、霞ヶ浦に向かって若干の傾斜があり下がっております。従いまして、現状では、安全面を考慮いたしますと、簡単なパスやドリブル等の練習程度での利用となるものです。説明は以上でございます。

○柳澤委員長 今の件について質問があればどうぞ。

○福田委員 暖かくなってからの芝生の管理はどのようにしてるんですか。

○根本スポーツ振興課長 公園街路課で管理してまして、年3回芝刈りを実施しております。

○下村副委員長 公園街路課じゃないとわからないと思うんですが、茨城県から借りているメリット、デメリットってあるんですか。

○根本スポーツ振興課長 以前はバイオパークの一定の実証期間が終わって、それを廃止しようとする時に、土浦市の方から公園として利用したいと申し入れをしたものでございます。先ほど公園街路課が占用許可を受けていると言いましたけれども、占用許可は環境保全課が受けておりまして、持っているのは国です。管理しているのは茨城県公安施設課、市の環境保全課で占用の申請をしまして、管理は公園街路課というややこしい管理状況でございます。

○荒井委員 使いたい人は何処に申請すればいいんですか。

○根本スポーツ振興課長 公園街路課です。

○下村副委員長 費用を調べられるのであれば調べて欲しい。

○根本スポーツ振興課長 年3回の芝刈りや清掃がありまして、年40万円とかでございます。

○下村副委員長 調べてください。

○柳澤委員長 他にありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次に移ります。J:COMスタジアム土浦メインスタンドに屋根を設置した場合の概算事業費について、執行部より説明をお願いします。

○根本スポーツ振興課長 135ページをお願いいたします。9月議会の事前文教厚生委員会において、J:COMスタジアム土浦のメインスタンドに屋根を設置した場合の概算事業費等について報告させていただきました。その際には、野球場の内側から大型クレーンで施工した場合の概算事業費等を説明させていただきましたが、工事期間を短縮するために、グラウンドの外から施行できないか確認して欲しいとのご意見をいただきました。住宅営繕課におきまして、専門業者等からの聞き取りの結果、グラウンドの外からの施工が可能との調査結果でございますので、改めて、報告させていただきます。屋根設置工事の概要でございますが、バックネット裏メインスタンドに外周約100m、奥行き約15m、鉄骨ガルバリウム製の屋根でございます。次に、大型クレーンによりグラウンド内外から施工した場合の比較でございます。(1)がグラウンド内から施工した場合でございますが、9月の事前文教厚生委員会において約4億3,000万円の事業費が見込まれるものとして、報告させていただきましたが、まず、こちらの概算事業費を約3億3,900万円に訂正させていただきます。これにつきましては、137ページをお願いします。この断面図のような屋根の形状が直線状のものとして報告いたしましたが、実際にはアール状の屋根の価格となっております。申し訳ありませんでした。直線状の屋根の場合、約3億3,900万円でございます。135ページにお戻り願います。工期は、約12ヶ月でございます。(2)は、ご意見を頂きました、グラウンドの外から施工した場合の概算事業費でございますが、約3億7,300万円、工期は10.5ヶ月でございます。(3)が、比較でございますが、概算事業費で約3,400万円の増、工期では約1.5ヶ月の短縮が図れるものでございます。概算事業費が高くなる理由でございますが、共通仮設費が高くなるもので、138ページをお願いします。グラウンド内外から施工した場合の施工範囲を示したものでございます。右上の凡例をご覧くださいますと、黄色の着色部がグラウンドの外からの施工範囲、ピンクがグラウンド内からの施工範囲でございます。ここで資料の訂正をお願いいたします。凡例内のピンクの着色部の説明がグラウンド外となっておりますが、ピンクはグラウンド内でございますので、訂正いただきたいと思います。グラウンドの中から施工する場合は、ピンクの部分を生かして、グラウンド内に資材をおき大型クレーンで作業が出来ますが、グラウンド外からの施工の場合、サブグラウンドの黄色の部分に資材を置き、スタンド前に大型クレーンを設置しての作業となりますので養生範囲が大きくなります。また、工場から持ってきた資材をクレーンで一旦サブグラウンドにおいて、またクレーンで車に積み替えてスタンド前に運ぶという作業が必要となります。従いまして、サブグラウンドには25tクラスのクレーン、そしてスタンド前には100tクラスの大型クレーンと2台必要となり、100tクラスの大型クレーンに係る経費は約1,900万円となります。グラウンド内から施工した場合、グラウンド舗装、芝張替え外野席の撤去・復旧に係る経費は削減できますが、外からの場合、敷き鉄板の面積の増、大型クレーンに係る経費の増、台数の増、サブグラウンドの砕石敷き等の簡易舗装の経費が増加すること

から、総事業費としては増加するものでございます。説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○柳澤委員長 質問があればどうぞ。

○塚原委員 先ほどの予算の概要にあったフェンスを建ててしまった場合に、費用も変わってくるものですか。

○根本スポーツ振興課長 メインスタンド裏のフェンスにつきましては、屋根をつける支柱を利用してネットを張る予定でございます。今の状況でも一緒に屋根を付けることは出来るんですけど、重さの関係で再度調査してから検討したいと思います。

○柳澤委員長 あの柱はそこまで計算して建てた柱ではないのかな。再度計算する必要はないと思うんですが。

○根本スポーツ振興課長 ネットを付けてやるのであれば再度調査は必要です。ネットを退けてやるのであればその必要はありません。

○井上委員 いずれにしてもいつ頃出来そうなんですか。

○根本スポーツ振興課長 いつというのはちょっと。

○下村副委員長 概算が出ているんですが非常に高すぎる、現実味がない価格なんですよ。もうちょっと現実味のある概算を出していただくと助かります。

○柳澤委員長 やるための積算を是非していただくというのが我々の希望でございます。

○荒井委員 国や県から降りてくるお金はないの。

○根本スポーツ振興課長 9月に説明させていただきましたが、ないということです。

○柳澤委員長 他にありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次に移ります。上大津西小学校と菅谷小学校の暫定的統合計画について、執行部より説明をお願いします。

○元川学務課長 別添の資料1をお願いいたします。本件につきましては、委員の皆様には、先程もご案内させていただきましたとおり、昨年11月26日の事前委員会並びに12月4日の全員協議会において、土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員会から提出されました「上大津西小学校と菅谷小学校の暫定的統合に関する中間提言」、及び、この中間提言に基づく「上大津西小学校と菅谷小学校の暫定的統合計画(案)」についてご説明させていただいたところでございます。今般、当該計画の策定に伴う菅谷小学校の通学区域の変更について、土浦市学区審議会より、添付資料の答申書の写しのとおり、「上大津西小学校を菅谷小学校に暫定的に統合するに当たり、現行の菅谷小学校の通学区域に上大津西小学校の通学区域を統合することが望ましい」との答申をいただき、2月の教育委員会定例会での議決を経て、当該計画が策定されましたことから、本日、ご報告させていただくものでございます。計画の内容につきましては、2020年、来年4月に上大津西小学校を菅谷小学校に暫定的に統合するというものであり、添付資料の暫定的統合計画の冊子の内容についても、昨年11月26日の事前委員会等において一度ご説明させていただいておりますことから、本日は、加除修正等を行った箇所のみ説明とさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。まずは、

冊子の2ページをお願いいたします。こちらは、新たに追加したもので、本市の学級編成の基準について、国の基準と比較したものとなっております。本市の学級編成においては、茨城県教育委員会が示している基準「茨城方式」を採用し、小学校及び義務教育学校前期課程2学年においても、1学級の児童数を35人とするとともに、3学年以上について、36人以上の学級が3学級以上で1学級増とするといった弾力化を図っているというものでございます。また、3ページも新たに追加したもので、こちらは、平成23年2月に策定いたしました「土浦市立小学校及び中学校適正配置等基本方針」の概要でございます。「(2)学級数による適正規模」に記載のとおり、小学校においては、1学年2学級以上の12学級以上を適正規模としており、「(3)学校の適正規模・適正配置に向けた方策」として、「隣接する学校との統合」、「学校の再編成、新設」、「通学区域の見直し」が挙げられております。次に、6ページ、7ページをお願いいたします。こちらは、本年1月に各小学校区で実施いたしました住民説明会の開催結果を新たに追加したものでございます。この説明会では、上大津地区全体の適正配置の具体的な方策の検討の状況、及び、上大津西小学校と菅谷小学校の暫定的統合計画(案)について説明させていただきました。すべての小学校区において、暫定統合に反対する意見はなく、上大津西小学校の保護者からは、統合に向けた具体的な準備や進め方についてのご質問等をいただきました。また、説明会の参加者からいただいた主な意見は、記載のとおりですので、後ほどご覧になっていただければと存じます。続きまして、9ページをお願いいたします。「オ」といたしまして、本年2月7日に開催しました第5回検討委員会の結果について、新たに追加しております。この検討委員会では、ただいまご説明させていただいた住民説明会の開催結果や、上大津西小学校と菅谷小学校の暫定的統合計画(案)等について説明させていただくとともに、上大津地区全体の適正配置の具体的な方策について、引き続き協議・検討を行いました。委員の方々からいただいた主な意見は記載のとおりで、本年6月を目途とする最終提言に向け、今後も引き続き検討を進めていくこととなっております。最後に、22ページをお願いいたします。こちらは、2校の統合に向けたスケジュールで、教育委員会の部分に若干の修正がございましたので、改めて説明させていただきます。本年1月に保護者及び住民説明会を開催し、今月2月に学区審議会より通学区域変更についての答申をいただいた上で、2月の教育委員会定例会での議決を経て、今般、本計画が策定となりましたことから、来年4月の2校の暫定統合に向け、本日の議案関係でご説明させていただきましたとおり、「土浦市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正」について、3月議会に上程させていただくというものでございます。なお、今後は、当該計画に基づき、上大津西小学校と菅谷小学校の円滑な統合に向けた各種の準備を進めるとともに、上大津地区全体の適正配置の方策についても、本年6月を目途といたします最終提言に向け、検討委員会において、引き続き具体的な協議・検討を進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○柳澤委員長 質問があればどうぞ。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次に移ります。旧宍塚小学校の利活用について執行部より説明をお願いします。

○鶴田指導課長 旧宍塚小学校の利活用方法につきましては、土浦市公共施設跡地利活用方針や各御意見、また、今後の本市全体の跡地利活用事業の推進を考慮した上で検討した結果、教育相談室を核とした公用文書書庫との複合施設へ転用することとし、平成31年度中の移転完了を予定してございます。具体的には、旧宍塚小校舎（2階建て校舎）の1階が公用文書の書庫、2階に教育相談室（適応指導教室通称「ポプラひろば」）及び公用文書書庫への転用を計画しております。なお、体育館・グラウンドにつきましては、これまで同様、スポーツ等利用のために開放するとともに、地域防災計画に定める指定避難所としての機能を維持・継続いたします。旧宍塚小学校転用の効果につきまして、まず、教育相談室が入っている真鍋事務庁舎旧館は、建築後50年近くが経過し老朽化が進んでいるのが現状でございます。そのため、耐震性が確実に確保され、自然環境豊かな旧宍塚小学校へ移転することにより、安全でかつ充実した教育環境を確保出来ると考えております。また、教育相談室の移転後、真鍋事務庁舎旧館を取り壊し、再来年度、再オープン予定の市民会館の駐車場として活用する計画でございます。公用文書書庫につきましては、点在する市の公用文書書庫内の文書を、旧宍塚小学校へ集約するものでございます。説明につきましては以上でございます。

○柳澤委員長 質問があればどうぞ。

（発言者なし）

○柳澤委員長 それでは次に移ります。

○鶴田指導課長 141ページをお願いいたします。第2期土浦市教育情報化計画は、主として教育委員会及び市内の小中学校・義務教育学校の教育の情報化やICT教育推進のよりどころとするものでございます。策定の趣旨にございませとおり、本市教育における情報化計画につきましては、2014年3月に「第1期土浦市教育情報化計画」を策定し、2014年度から2018年度、5年間の計画期間において、学校現場へのICT機器整備を段階的に進めることができまして、児童生徒の情報活用能力の向上や、教職員の指導力向上のために努めてまいりました。「第2期土浦市教育情報化計画」は、第1期計画を基盤とし、児童生徒の情報活用能力や教職員の指導力向上を更に推し進め、2020年代にふさわしい学校教育の実現を目標とし、策定に取り組んでおります。また、計画の期間については、第1期計画を踏襲し、2019年度から2023年度の5年間とすることと定めております。全体的な構成ですが、142ページの概要のとおり、まず、国の動向や市の現状について示したあと、右側にあるとおり、基本方針と各種事業を掲げております。基本方針としては、第2期計画では、教職員の活用だけでなく、全ての子どもたちの情報活用能力の向上を目指すものでございます。また、(2)のとおり、教科指導や小中一貫教育の推進、特別支援教育などの観点で適切にICTを活用出来るよう、大きく7項目で構成するものでございます。なお、訂正をお願いしたいところがございます。142ページの整備率がございませが上から3つ目に児童生徒数、台となっておりませが、人でございませ。詳細につきましては、のちほど資料2「第2期

土浦市教育情報化計画（案）」を御覧ください。最後に、今後のスケジュールでございますが、3月にパブリック・コメントを実施して市民の意見の反映に努める計画でございます。慌ただしい計画ではございますが、最終的に年度内の策定完了を予定しております。以上でございます。

○柳澤委員長 質問があればどうぞ。

○鈴木委員 ICTについては国全体の流れなので、その賛成反対を言ってもしょうがないんですが、目的の児童生徒の情報能力の活用の向上もいいと思うんですが、子ども達と多く接する機会があって感じることは、日本語が上手く話せない、言葉としては日本語を使っているんですけど言葉使いやコミュニケーション能力が極めて低くて、いじめが起きているケースも無いことは無いと思うんですね、言った方の子どもはそういう気持ちで言ったんじゃないなくても、出てきた言葉がおかしいから受け取る方も変にとってしまう。ですから、ICTを使って、日本語のコミュニケーション能力が向上するようなソフトでもあってやればいいんだけど、それよりも小学校1年生、就学前教育もそうなんだけれども、生身の人間同士の触れ合いの中で、きちんとした言葉使いを身に付けた上でのICT教育でなければ変に情報ばかり頭に入っていて、自分自身が他人に伝達する能力が極めて低い子ども達が増えている現状もあると思うので、ICTを使うと学力が向上するということも100パーセントではないので、現場の先生方は大変だと思うんですが、その辺に気を付けながらICT教育との連携を取って欲しいというお願いです。

○荒井委員 ど素人で分からないんだけど、いまAIが凄く流行ってますけれども、これは入れるべきなんじゃないかなと思うんですけれどもどうなんですか。

○鶴田指導課長 こちらの計画は小中学生を対象に幅広く設定しておるもので、AIに特化してというのは無いんですけれども、AIを含めてプログラミング教育ですとかそういうものも網羅した計画でございます。

○下村副委員長 ICT整理率の土浦市の目標率はどうなんでしょうか。例えば1人1台にしていくのか、お聞きしたい。

○鶴田指導課長 整備率は今後の検討にもなりますが、1人1台までの想定はいたしておりません。

○服部教育部長 追加なんですけれども、いまタブレット型へどんどん移行しております。この数字というのはパソコン教室がありまして、子供の数によって違いが出てきます。5年間で全てがどうなるか分かりませんがタブレット1人1台の時代になってくると思われますのでそういう方向では考えておりますが、ただ予算もあるので正式な計画の中に入り込めていないというのはあります。ただ、こちらの電子黒板なんかは、国と比べても飛び抜けていますので、そういった電子化については積極的に取り組んでいる市と思われます。

○下村副委員長 私もICT教育で一般質問したことがあり興味があるんですけれども、つくば市よりも優れていると思うんです、そういったPRもこういった所でしか出来ないんじゃないかと、土浦市は教育もしっかりしているという所もPRして欲しいというの

は私の願い。もう一つ、新治学園で教育大会があった時に授業参観しましたけれども、タブレットを使って小学生がやっていた、1年生がね。やっぱり目標は1人1台なのかなと私は感じるんです。そういったところも進めていっていただきたいなと思います。以上です。

○井坂教育長 追加で、ハード面でいうと電子黒板100パーセントですけれども、これは茨城でも1番で、100パーセントだから1番なんでしょうけど、つくば市のある中学校には3台しかない、でも見せ方が非常に上手くて、電子黒板が必要な時は他の学校から運んでいるようです。流力的にはタブレット100パーセントで、全国的にはタブレットに移行しているようです。

○柳澤委員長 いつまでも紙じゃないんですね。他に質問ありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次に移ります。では、その他、第40回特別展「町の記憶と空都土浦とその時代」について執行部より説明をお願いします。

○木塚博物館副館長 お手元のチラシで説明させていただきます。チラシの右下の部分が今回借用する重要文化財でございます。茨城県知事が群馬県知事に報告したもので、筑波鉄道に関するもので、茨城、栃木、群馬を結ぶ鉄道を敷設することによって、商業が盛んになると紹介するものでございます。チラシの中身をご覧ください。右上に構成が出ておりますが、1章につきましては2つの航空隊が土浦にもたらした影響、2章につきましては土浦と戦争の記憶ということで70名を超える市民の方から寄せられた証言を、例えば学校の変化であるとか、学徒動員、空襲などの記憶を展示するものです。3章は海軍施設の払下げや引き上げなどの土浦町の戦争からの復興を紹介いたします。最後に裏面をご覧ください。記念行事といたしまして、講演会、史跡巡り、映像上映会等で、市民の方、来館者の方に深く知っていただくイベントを開催いたします。

○柳澤委員長 質問ありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次に移ります。上高津貝塚ふるさと歴史の広場テーマ展「土浦の遺跡24古代のむらと中世寺院」について執行部より説明をお願いします。

○黒澤上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長 お手元のチラシをご覧ください。来月3月19日から5月6日にかけて、土浦の遺跡24古代のむらと中世寺院と題しまして、平成29年度の調査した4遺跡について公開いたします。関連事業といたしまして、学芸員による調査遺跡の発表会や講座、史跡巡り、展示案内などです。

○柳澤委員長 質問ありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 以上で提出された資料の説明は終了しました。その他何かありますか。

○佐賀文化生涯学習課長 報告させていただきたい案件がございます。土浦市立博物館・考古資料館の館長の退職についてでございます。現在、博物館と考古資料館の館長を務めていただいております茂木館長でございますが、それぞれ博物館、考古資料館、12年間勤務をいただいているところでございますが、年齢が77歳ということで

ご高齢になってきたことや、現在千葉県香取市から勤務していただいているということもございまして、今年度一杯、平成31年3月31日を持ちまして退職されることになりました。後任につきましては、糸賀重雄先生、常盤大学の名誉教授でございまして、県の文化財保護審議会などの委員をしている方でございます。糸賀先生につきましては70歳という年齢でございまして、4月から来ていただくものでございます。

○柳澤委員長 次に、旧亀城公園プール管理棟の解体についてお願いします。

○根本スポーツ振興課長 旧亀城公園プール管理棟の解体についてでございます。平成18年に亀城公園プールを解体・撤去した際に、管理棟につきましては、土浦小学校の放課後児童クラブでの利用予定や社会体育での利用等があり、存続の要望があったことから解体はせず、平成29年まで利用しておりました。しかしながら、昭和47年に建築された施設で、建築後47年が経過し、老朽化が著しいことから、今年度解体・撤去いたしましたので、報告させていただきます。なお、利用団体に皆様には、今年度より、学校の体育館をご利用いただいております。また、4月からは、公園の一部として建設部公園街路課で管理することになります。2ページが、解体前と解体後の写真でございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○柳澤委員長 2件について質問のある方どうぞ。

(発言者なし)

○根本スポーツ振興課長 すみません、先ほど下村委員から質問がございました港町二丁目の維持管理費というご質問がございました。年3回の草刈り、月2回の清掃で委託料58万円でございます。占用料については無料でございます。よろしく願いいたします。

○柳澤委員長 執行部からは以上ですか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 委員の皆さんからはどうですか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 なければ教育委員会は終了します。お疲れ様でした。暫時休憩します。再開は、午後1時10分から再開いたします。

(午後0時10分から午後1時10分まで休憩)

○柳澤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。保健福祉部を行います。協議及び報告事項に入ります。まず、消費税関係が続きますので、議案1土浦市総合福祉会館条例の一部改正(案)についてから3土浦市ふれあいセンター条例の一部改正(案)についてまで、執行部より順次説明をお願いします。

○長谷川社会福祉課長 委員会資料の1ページ、「土浦市総合福祉会館条例」、3ページの「土浦市新治総合福祉センター条例」の一部改正(案)については、本年10月1日から消費税が8パーセントから10パーセントへ引き上げられることに伴い、施設の使用料の改正を行うものです。総合福祉会館条例では、社会福祉センターと青少年センターの特例利用、つまり、それぞれの施設の本来の目的ではなく、貸館的に目的外使用した際の使用料について、新治総合福祉センター条例では「ふれあいホール」の使用料に

ついて、それぞれ表にありますように、現行料金を改正後の料金に改正いたします。料金は、10円未満の端数切り上げで、値上げ率が増税分の2%を超えるものは5円単位で調整しております。また、総合福祉会館条例は、午後の利用時間、午後1時から午後4時30分までとなっておりますが、それを超えて引続き利用した場合の使用料は、1時間につき規定の使用料の40パーセントとなっております。10円未満の端数が生じる場合がございますので、5円未満は切り捨て、5円以上10円未満は5円とする旨、別表の備考欄に表記いたします。

新治総合福祉センター条例は、併せて、一部文言の整理を行います。施行日につきましては、平成31年10月1日とするものです。

○佐野高齢福祉課長 資料4ページでございます。土浦市ふれあいセンター条例の一部改正（案）でございます。当該条例につきましては中村西根にございます土浦市ふれあいセンターながみねの設置及び管理に関し必要な事項を定めている条例ですが、この条例の第9条に規定している利用料金について、平成31年10月1日から、消費税の税率が8パーセントから10パーセントに引き上げとなることに伴い、前の条例の一部改正同様、多目的ホールの利用料金を改定するものでございます。また、併せて、文言の整理を行います条例の施行日につきましては、平成31年10月1日からとするものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○柳澤委員長 委員の皆さん質問があればどうぞ。

(発言者なし)

○柳澤委員長 なければ、次に移ります。土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正（案）について執行部より説明をお願いします。

○羽生国保年金課長 委員会資料の5ページでございます。土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正についてでございます。今回の改正は、県のマル福制度の認定要件が拡充されることに伴い、医療福祉費支給に関する条例の一部改正を行うものでございます。改正内容としまして、重度心身障害者に対するマル福制度のうち、精神障害者の支給認定要件に新たに精神障害者保健福祉手帳1級保持者を追加するものでございます。施行日は、平成31年4月1日でございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○柳澤委員長 委員の皆さん質問があればどうぞ。

○鈴木委員 障害年金1級受給者、カッコして身体・知的・精神とある中で、精神だけは別に、改正後に分けるということなんですか。今までは含まれてなかったの。

○羽生国保年金課長 重度心身障害者の中に身体・知的・精神というものが全部1本で入っているんですけども、身体と知的につきましては、これまで手帳1級保持者が該当していたんですけども、精神の方だけ手帳1級が除外されていたというような状況で、同じ障害の中で、障害者間の公平性の観点から課題があるということで、茨城県の方では精神障害者1級保持者を新たに加えるということになっています。

○福田委員 精神障害の方、これまでも通院に限っては医療費はかからない記憶があるんですけども。

○羽生国保年金課長 マル福制度に該当していたのが障害年金を受給している精神の方が該当だったんですけれども。手帳の1級を持っていたんですが障害年金1級を持っていない方、これは除外されていたという状況でございます。手帳を持っているけれども年金1級じゃない方が30名程市内にいらっしゃいますので、その方が今回追加になるかなと考えてございます。

○柳澤委員長 その他よろしいですか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 なければ、次に移ります。主要施策について 執行部より順次説明お願いいたします。先ず、プレミアム付商品券事業について。

○長谷川社会福祉課長 予算の概要29ページになります。プレミアム付商品券事業です。この事業は、国の要請により市町村が事業主体となって行う国庫補助事業です。事業の目的としましては、本年10月1日から消費税・地方消費税の税率引き上げが実施されます。この引き上げが低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えする目的で、低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券の発行を行います。事業の概要としましては、資料の中段になりますが、平成31年1月1日時点の市民で平成31年度の市民税が非課税である者と、平成31年6月1日時点の市民で平成28年4月2日以降に生まれた子、つまり3歳未満の子になりますが、その子が属する世帯の世帯主が対象者となります。商品券の利用可能額としまして、非課税の方は25,000円、3歳未満の子の世帯主の方は25,000円×3歳未満の子どもの人数となっております。25,000円分の券は20,000円で購入できます。商品券の販売単位は、非課税の方は最大5回まで、3歳未満の子の世帯主の方は最大、3歳未満の子どもの人数×5回までとなります。つまり、1冊で5,000円使用出来る商品券を4,000円で購入し、1冊ずつでも何冊かまとめてでも、対象者1人につき最大5冊まで購入することが可能です。購入は任意となっております。商品券使用期間は、税率が引き上げられる10月1日から翌年3月末までの間で、市で定める期間となっております。平成31年度当初予算は7億3,548万8,000円で、財源としては、雑入として商品券の購入代金と、商品券の差額分と事務費分の国庫補助金で、補助率は10分の10となっております。2月15日に国からの説明があったばかりなので、詳細の実施方法につきましては、今後国の方針に従いまして、決定してまいります。説明は以上でございます。

○柳澤委員長 質問があればどうぞ。

○鈴木委員 対象者に対しての通知などはどのような形にして。

○長谷川社会福祉課長 3歳未満の世帯につきましては全世帯、対象となる世帯に引換券をお送りいたします。非課税の方につきましては、税務情報を見る事が出来ないのので、臨時福祉給付金と同じように、課税課からの非課税世帯の通知の中に申請書を同封させていただく形をとります。

○下村副委員長 どのくらいの人数を予想しているんですか。

○長谷川社会福祉課長 臨時福祉給付金の対象者となった人数で見込んでおります。2

万4,682人と、3歳未満の世帯が2,535世帯を想定しています。任意なので全員がお買い求めいただくものではありません。最大で見込んでおります。

○井上委員 商品券の使用期間の中で、31年10月1日から来年の3月末の間で市が定める期間というのは、12月で終わっちゃうと言ったら終わっちゃう。販売期間ということでしょう。

○長谷川社会福祉課長 使える期間です。国の指針では市町村で設定してよろしいということになってます。

○井上委員 使い切れない場合も想定しての半年なんですかね。

○長谷川社会福祉課長 国の方で3月31日までで設定してください。ということになってますけど。

○井上委員 その間では使い切れないで、もうちょっと延長して欲しいという意見は。

○長谷川社会福祉課長 国の制度で3月31日までとなっておりますんで、それを延長することはできないと思います。

○井上委員 3月31日の間で市が定める期間ということで、使い終わっちゃたらそこで終わると。

○長谷川社会福祉課長 その期間は設定してますんで。全員が使い終わるということはまず無いと思うんで、その期間内では使えるということで設定しておきます。

○井上委員 3月末までは使えるということで、別に市が定める期間と書かなくてもいいんですよ。

○長谷川社会福祉課長 市町村によっては2月末で閉めて、3月に清算する形をとる市町村もあるのかなと思っています。

○井上委員 土浦のことですよ。

○長谷川社会福祉課長 先ほど申し上げましたように2月15日に国から県を通じてこの制度について降りてきたばかりなので、細かい市で決めなきゃならないことも決定してないもので、私どもの方は3月末で設定しようと思っていますけれども、まだ合意が得られてないのでこのような説明になっています。

○柳澤委員長 その他よろしいですか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次に移ります。結婚支援事業、結婚新生活支援事業について説明をお願いします。

○藤井こども福祉課長 資料30ページをお願いいたします。結婚支援事業、結婚新生活支援事業でございます。事業の目的は、結婚の希望がかなえられない独身者に対して、希望の実現を支援するとともに、新婚世帯を対象に新生活のスタートに係る費用を助成し、結婚に伴う経済的負担の軽減を図るものでございます。事業の概要のこれまでの経緯でございますが、平成29年度は、かすみがうら市と共催で婚活パーティーを開催いたしました。30年度は、婚活バスツアー、婚活パーティー及び婚活パーティーの事前セミナーを開催しております。今年度事業内容についてでございますが、結婚新生活支援事業は、婚活パーティーのほか、企業向け結婚支援に関するセミナー等を開催いたし

ます。また、29年度から実施しております、結婚新生活支援事業を継続して実施します。本事業は、結婚の際、引越費用を補助するものです。期待される効果につきましては、婚姻数及び若者の市内居住数の増加につながることを期待しております。説明は以上でございます。

○柳澤委員長 質問があればどうぞ。

○下村副委員長 毎年思うんですけれども、金額が少ないんですよ。これ、かすみがうら市と一緒にやっている事業でしたかね。

○藤井こども福祉課長 かすみがうら市と共催で実施しております、今年度につきましては、かすみがうら市のカスミキッチンという所で7月に実施しております。この時には男性16名、女性15名の参加がございました。カップルの成立数は2組とちょっと少なめでございました。かすみがうら市と行方市と共催でやったこともございまして、1月27日に霞浦の湯で実施したのですが、この時には男性18名、女性19名の参加がございまして、成立数が多くて8組ございました。バスで行く縁結び婚というのを10月28日に実施いたしまして、こちらがかすみがうら市との共催でした。笠間市の常陸国出雲大社に行きまして実施したものです。この時は、男性14名、女性9名の参加がありまして、成立数は3組、ちょっと少なめでございました。以上でございます。

○下村副委員長 今日の新聞に土浦市の人口13万9,000人と出てましたね。約140名の減なんですね。今、この事業の話に戻ると、人口減を変えることにも繋がるのかなと思って、83万1,000円では何が出来るのかが、書いてありますけれども、もう少し増やすと良くなるのかなとか、或いは東京の方面から連れて来れるとか出来たりするかもしれないので、検討しながらもこれしか取れないということですか。

○藤井こども福祉課長 市としましてはいろいろ考えてはおりますが、予算編成の中でこのようになったということでございます。

○柳澤委員長 その他よろしいですか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次に移ります。産後ケア事業について説明をお願いします。

○藤井こども福祉課長 31ページをお願いいたします。産後ケア事業でございます。事業の目的でございますが、産婦健診等の結果により、心身の不調又は育児不安がある産後間もない産婦に対し、産後ケア施設において助産師等が心身のケアや育児サポート等を実施し、産後の支援体制の確保と母子の健康増進を図るものでございます。事業の概要の今年度事業内容ですが、産後ケア施設への宿泊等により、産後の休養をとることができます。また、沐浴や授乳などの育児技術の習得を支援することで、育児の不安を解消します。実施方法につきましては、市内産後ケア実施医療機関、霞ヶ浦医療センターへの委託を予定しております。予算の内容になりますが、委託料66万円で、宿泊型・通所型とも1日2万円としております。利用者負担額は、宿泊型・通所型とも1日2,000円としまして、非課税世帯及び生活保護世帯は免除といたします。期待される効果ですが、産後うつや虐待の予防に寄与いたします。説明は以上です。

○柳澤委員長 質問があればどうぞ。

○塚原委員 霞ヶ浦医療センターで今年からやられている事業になるかと思えますけれども、前回、霞ヶ浦医療センターにお邪魔して、一部屋ということで石岡市在住の方がご利用されているということで、今後増やしていくという部屋数ですね、増やす場合は金額もかかるかと思えますけれども、今年はこの金額でやっていくというのがあるかと思うんですけれども、その辺どうなんでしょうか。

○藤井こども福祉課長 まだ始まっていないのであれですが、利用状況を見ながら検討していくことになるかと思えます。私の聞いている状況では、石岡市の方では利用がないと聞いておりますが。

○塚原委員 この前行ったら石岡市の方が使っているということで、話をされていて、一部屋なので何日かいるということになると、他の人がその期間は使えないということになるので、部屋を造るのにも相当なお金が掛かるので、中々医療センターだけではやれないんですという話だったんですけど。その点どうなのかなと。

○藤井こども福祉課長 情報がまだ入っておりませんでした。失礼しました。

○柳澤委員長 我々委員会で見させて貰ったんですね。確かに設備が掛かりそうなんです。医療センターもお金があるわけじゃないので。あの手の施設の需要が高まるんじゃないのかということでやっているんでしょうけど、行政の方も何か考えていただけないかというのが院長の、はっきりは言わないにしても、いずれにしても動き出して一部屋だけでは限度があるわけで、順番待ちして入る施設もないでしょうから。その辺の支援体制も考えておかないと。需要が高まってからでは間に合わなくなっちゃうもんですね。年度変わって間もなくでもいいんで来年に向けて積極的に考えてください。

○川村保健福祉部長 先ほども藤井課長からありましたが、私も聞いている時点では石岡市は使用がまだないと。その他稲敷市も医療センターと来年度組むことになりますので、やはり競合してしまうといいますか、1箇所しか近隣で使えないということですから。我々、当初、通所の方は市内の個人の医療機関ということで話を進めていたんですけども、その医療機関はやめてしましまして、出来なくなってしまったので、通所の方も医療センターにお願いすることになってしまった経緯がございます。もし需要が増えるようであれば、医療センターとしても考えていただいてもう一部屋増やしていただくか交渉はしたいと思っております。

○柳澤委員長 交渉すれば、市でも半分ぐらい補助する話にもなってくると思うので。問題はそこなんだよ。その辺のことも含めて考えておいてください。

○川村保健福祉部長 中々近隣に産科の医療機関もございませんので、苦慮しているところではございますが、霞ヶ浦医療センターのみならず、どこか近隣でやって貰えるようなところがあれば。

○柳澤委員長 現実無いようですから。周辺の自治体も含めて、あんたらも出しなよと。石岡の件については認識が違っていたんですけども、実際に石岡の人が利用しているという話で、部屋が見れなかった。土浦市以外でも利用者がいるのが現実ですから。そんなところを含めて前向きにね。その他よろしいですか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次に移ります。公立保育所民間活力導入事業について説明をお願いします。

○藤井こども福祉課長 32ページをお願いいたします。公立保育所民間活力導入事業でございます。事業の目的ですが、実施計画に基づき、公立保育所に民間活力を導入し、子育て支援の一層の充実を目指すものです。事業の概要のこれまでの経緯でございますが、28年度から事業を開始し、29年4月に新川保育所を、30年4月に竹ノ入保育所を、移管いたしました。31年4月には都和保育所を移管いたします。今年度事業内容につきましては、32年4月に予定している桜川保育所の移管を円滑に実施するため、民間保育士派遣に要する費用の補助をいたします。また、新たな民間活力導入の対象保育所を選定した後に選考委員会を開催します。予算額の合計は、519万1,000円となりますが、なお、桜川保育所の不動産売却収入として、2,226万6,000円を見込んでおります。期待される効果ですが、公立保育所の民間活力導入を進めることで、子育て支援の更なる充実を目指します。以上でございます。

○柳澤委員長 質問があればどうぞ。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次に移ります。私立保育園整備事業について説明をお願いします。

○藤井こども福祉課長 33ページをお願いいたします。私立保育園整備事業でございます。事業の目的ですが、私立保育園等が施設整備をするにあたって、その経費の一部を補助することにより、子育て環境の整備を図るものです。事業の概要の今年度事業内容につきましては、もみじこども園の改修・増築と、仮称桜川保育園の新築による施設整備費の一部を補助します。もみじこども園は、第二幼稚園跡地の施設を改修・増築しての移転を予定しております。仮称桜川保育園は、桜川保育所の隣接地に新設するもので、32年4月に民間移管を予定しております。なお、施設の目的・定員により、国庫補助金等は変わってまいります。今後の予定ですが、低年齢児に待機児童が発生していることから、その受入拡充のため、適宜、既存施設の整備による定員増に努めてまいります。期待される効果ですが、子どもの健全育成と待機児童の解消を期待しております。

○柳澤委員長 質問があればどうぞ。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次に移ります。民間保育所等運営費補助事業について説明をお願いします。

○藤井こども福祉課長 34ページをお願いいたします。民間保育所等運営費補助事業でございます。事業の目的でございますが、保育を支える保育士等の確保が困難な状況に鑑み、保育士が働きやすい環境の整備を支援することで、安定した保育の提供と待機児童の解消を図るものです。事業の概要のこれまでの経緯ですが、平成30年度から保育士等の処遇及び職員の資質向上に係る経費に対して補助金を交付しています。今年度事業内容につきましては、常勤職員の補助単価を5,000円引き上げて月1万5,000円とします。その他は変更ございません。対象施設は、民間保育所15施設、認定こども園10施設、地域型保育施設8施設です。今後の予定ですが、国の動向や保育士

等確保の状況等を踏まえ、事業の内容について検証してまいります。期待される効果ですが、保育士の新規確保や離職防止により、待機児童の解消を期待しております。説明は以上でございます。

○柳澤委員長 質問があればどうぞ。

○下村副委員長 非常勤職員の人件費ですけど、補助金を出すことによって民間の保育の経営者側が今まで15万円だったものを、補助金分を引いて払うなんてことはないのでしょうか。

○藤井こども福祉課長 施設側から実績と共に資料を提出していただくことで確認する予定です。

○下村副委員長 月15万円の給与に対して、1万5,000円がプラスになるのかというところが知りたい。保育関係は働く環境が厳しいのよ、それと、結婚をされると離職というふうに繋がっていく、そういうのを経営側が目をつぶってしまう訳だ、そういう離職が多くて1万5,000円に繋がっていくと思うんですが、その辺のきちんとした査定を含めてどのようにになっているのかわかる範囲で教えてください。

○藤井こども福祉課長 補助金を支給するに当たりましては、給与の明細に土浦市の補助金1万5,000円と明記をしてくださいとお願いをしております。事業を実施するに当たりまして、勤めている保育士さんに土浦市側からこのような補助金が出るようになったからと周知もしてくださいと努めています。

○下村副委員長 ヒアリングはしないんですか、直接、その園に行っていて働いている方から直接。そういう査定をしてはいないんですか。

○藤井こども福祉課長 今のところしておりませんが、そのようなことも考えさせていただきます。

○柳澤委員長 これは単年度では意味が無いですよ。続けていくんですか。最低でも10年とか15年とかその辺の見通しはどうなんですかね。

○川村保健福祉部長 この事業は今年度から始めております。今年度は常勤保育士の場合は1万円で始めました。来年度は1万5,000円にするということで、再来年度どうなるか、以降については金額等を含めて確定はしておりません。

○柳澤委員長 国の方で保育の無償化ってやるでしょ今度、それとの関係はどうなってくるんだろう。保母さんの手当てには反映されないのかな。純粹に保育料、給食費。保育料から保母さんの手当ては出ると思うんだけど、その辺はどうでしょう。

○藤井こども福祉課長 国の方でも保育士全体の処遇改善ということで実施しております。来年度も3,000円程度は引き上げるということで聞いております。

○柳澤委員長 一般質問でやらせてもらったんですが、保育園の民営化ね、民営化することによって1園当たり4,000万円から4,500万円の経費が削減されると。この説明を受けて、早速子育て支援に削減された経費の一部を振り分けたのかなと勝手に解釈したんですけども、そういう解釈の仕方も成立しますかね。

○川村保健福祉部長 まさしく保育を民間にお願いするという、それから、民営化一元化すると4,000万円経費が軽くなるというのもありまして引き上げたというの

もごさいます。

○柳澤委員長 他に質問はないですか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次に移ります。産婦健康診査事業について説明お願いします。

○塚本健康増進課長 35ページをお願いいたします。産婦健康診査事業でございます。この事業は、産後うつ予防や新生児への虐待予防を図る観点から、出産後間もない時期の産婦に対して行う健康診査に係る費用の一部を助成し、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、切れ目のない支援体制を整備するものでございます。事業の概要でございますが、産後2週間、産後1か月の出産後間もない時期の産婦の健康診査に対し、1回5,000円を上限として、1人2回、産後2週間と産後1か月の2回助成するものでございます。健診の内容といたしましては、問診・診察・体重血圧測定のほか、産後うつ質問票によるスクリーニングを行います。予算額でございますが、健診費用の助成として1回上限5,000円を2回まで、1,000人で10,000,000円、手数料等で178,000円、の計10,178,000円でございます。なお、健診費用につきましては、国から1/2の5,000,000円の補助金がございます。期待される効果といたしましては、健診結果から支援が必要な産婦を把握し、支援が必要な母子に対しては、子ども福祉課で行う産後ケア事業などの母子保健事業へ繋げ、早期に対応を図ることが出来る内容でございます。説明は以上でございます。

○柳澤委員長 質問があればどうぞ。

○福田委員 産後ケア事業は子ども福祉課で、産婦健康診査事業は健康増進課というふうに分かれるんですが、その辺の事情はどうなんですか。

○塚本健康増進課長 この産婦健康診査事業を健康増進課で行っていることにつきましては、出産前の妊婦さんにつきましても健康増進課で行っている事情もございまして、出産そして産後間もない産婦検診までは健康増進課で行う。その後の母子の支援については子ども福祉課で行っているところでございます。

○柳澤委員長 他に質問はないですか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次に移ります。地域包括支援センター体制整備事業について説明お願いします。

○佐野高齢福祉課長 71ページをお願いいたします。地域包括支援センター体制整備事業でございます。この事業は、今後も増加いたします高齢者の方への支援強化を目的とするもので、昨年10月からは、これまでの土浦市社会福祉協議会に委託しております地域包括支援センターうららのほか、新たに、医療法人社団青洲会へ事業を委託し、名称を地域包括支援センターかんだつとして、2箇所体制での支援を行っているところでございます。この地域包括支援センターにつきましては、高齢者の方の身近な相談窓口として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職種を配置することにより、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関または制度の利用に繋げる支援を行う総合相談事業、また、成年後見制度の活用促進や高齢者虐待の対応、困難事例

への対応等、高齢者の生活の維持を図る権利擁護等事業、そして、ケアマネジャーを支援し、適切なサービスの利用に繋げる包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、さらに、要支援認定者、総合事業対象者のケアプランを作成する介護予防（支援）ケアマネジメント事業を主な業務としております。各地域包括支援センターの担当地区につきましては、事業の概要にもございますが、地域包括支援センターうららは、一中・三中・四中・六中地区の市の南部地域を、地域包括支援センターかんだつは、二中・五中・都和・新治地区の北部地域を担当しております。予算額につきましては、うらら及びかんだつ、2箇所合計の委託料は、1億1,000万円となっております。期待される効果といたしましては、センターが2箇所になったことで、それぞれの特色を組み合わせつつ、より積極的な高齢者支援、地域支援を行い、高齢者等が安心して住みなれた場所で、生活を継続出来る環境を整備するものでございます。説明につきましては以上でございます。

○柳澤委員長 質問があればどうぞ。

○下村副委員長 地域包括センターの主な業務で、総合相談、権利擁護かな、継続的ケアマネジメントというところ、ケアマネジャーを支援し適切なサービス利用に繋がります。もう1つ、介護予防の支援のところではケアマネジメント、要支援者は要支援認定者と総合事業対象者のケアプランを策定します。この2つのケアマネジャーを支援するというのは、ケアマネジャーがいる施設のケアマネジャーを支援するんですか、もう1つは、総合事業対象者の対象っていうと、そういう事業者がいるっていうことだから、そちらを支援していくということなんですか。

○佐野高齢福祉課長 包括的継続的ケアマネジメント事業につきましては、ケアマネジャーの支援、一般的には要介護1から要介護5までの在宅者のケアプランを立てる方となっております。その方が相談出来る窓口というのが地域包括支援センターになっておりますので、そういった相談があった際のアドバイスを行う業務となっております。また、介護予防ケアマネジメント事業というものは、要支援認定者というものは基本的に、地域包括支援センターがプランを立てるということになっておりますので、こういった業務が地域包括支援センターの業務となっております。また、要支援認定、要介護認定を受けてない方でチェックリストがございまして、チェックリストに該当になった方がこの総合事業、これは通所型と訪問型、そういった2つの事業を利用出来る、認定を受けず速やかに提供を望む方についてはこの総合事業を利用出来るようになってございまして、そのプランを立てるのが介護事業ケアマネジメント事業となっております。

○下村副委員長 ケアマネジャーは何処に相談も出来なくてここに来ると。いろんな施設にケアマネジャーがいますね、老人施設にいますよね、この人たちは相談窓口がないから、ここで相談を受けるという認識でいいんですか。

○佐野高齢福祉課長 地域包括支援センターの体制整備の中にですね、社会福祉士、保健士、主任介護専門員といたしまして5年以上の経験がありまして、通常の5年未満の方の先生というかアドバイスを出来る資格がございまして、その資格を持った方が、地域包括支援センターには配置をされておりますので、在宅のケアプランを立てるケアマネジャー

のための職員の配置ということになっております。

○下村副委員長 ちょっと理解不足で。市内にある例えば北部の老人施設にいるケアマネジャーは、ここに相談に行くということでもいいんですか。

○佐野高齢福祉課長 基本的に施設にケアマネジャーはおりますが、施設のケアマネジャーは施設にいる方のケアプランを立てているということなので、こちらの地域包括支援センターにつきましては、在宅のケアマネジャープランを立てるケアマネジャーの支援ということを担当しております。

○柳澤委員長 わかった。

○下村副委員長 後で教えてください。

○福田委員 ケアマネさんというのは何人くらい見てるんですか。

○佐野高齢福祉課長 事業所によって様々ですが、35名までが定員となっております。

○柳澤委員長 他はありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次に移ります。認知症施策推進事業について説明をお願いします。

○佐野高齢福祉課長 72ページをお願いいたします。認知症施策推進事業でございます。この事業は、認知症になっても、認知症の人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていただける社会の実現を目指すものでございます。国が策定した新オレンジプランに基づき、平成31年度は、2箇所となった地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置いたしまして、認知症の早期診断・早期対応の実施を図るとともに、認知症の方の社会との関わりや介護者同士の情報交換の場としての認知症カフェ「ふれあい茶屋」を、引き続き実施してまいります。また、認知症の容態に合わせたサービスの早わかり表「認知症ケアパス」及び認知症ガイドブックの配布や、認知症サポーターなどとの協働による、見守り施策を実施してまいります。予算額につきましては、691万3,000円で、認知症初期集中支援チームのサポート医への謝礼、そして認知症カフェ運営委託料などが主なものでございます。期待される効果といたしましては、認知症に関する地域の理解と参加型事業の実施により、認知症の方及び家族が安心して住みなれた地域で暮らせるよう、支え合いの地域づくりに寄与するものでございます。説明につきましては以上でございます。

○柳澤委員長 質問どうぞ。

(発言者なし)

○柳澤委員長 では1つ。ふれあい茶屋の利用率は高いと思うんですが、今、市内3箇所という説明ですよね。今後増やしていく予定はありますか。

○佐野高齢福祉課長 31年度事業といたしまして、認証制度というものの導入を検討しております。認証制度というのは、特養には地域交流センターというスペースがございまして、地元の方が自由に使えるようなスペースがございまして、そういった所を活用していただいて、社会福祉法人の地域貢献活動の導入を31年度は進めていって、増やしていければと考えております。

○柳澤委員長 非常にいい話ですね。これはふれあい茶屋と同じような内容なんですか。

○佐野高齢福祉課長 その通りでございます。

○柳澤委員長 行政側から施設側に補助などはあるんですか。

○佐野高齢福祉課長 新たな認証制度につきましては、委託料等は支払う予定はございません。

○柳澤委員長 すると各施設にこちらからお願いするけれども、あくまでも社会貢献というかそういう事業としてやってもらうということでもいいんですかね。

○佐野高齢福祉課長 導入にあたりましては社会福祉法人等へアンケート調査を実施しておりまして、新たな予算がなくてもやりたいというのが3箇所ございます。市の方のバックアップとしましては、市職員の派遣、認知症事業サポーターを受講した方が、フォローアップ研修というのを受けていただきまして、認知用の理解を深めていただいた方にボランティアとして参加をしていただいて、カフェの運営等に携わっていただければと考えております。

○柳澤委員長 要介護者の6割が認知症というのだから、こういう施設はもっともっといっぱいあった方がいいですね。ぜひよその施設にも周知をして、協力してもらった方が有難いよね。身近な所にないと、誰がそこまで送っていくんだということで、施設には中々お願い出来ないしね、ですから身近な所に歩いて行ける所にあれば理想的だよ。積極的に広めてやってください。

○柳澤委員長 それでは次、その他に移ります。総合福祉会館ボイラーの交換工事について、執行部より説明をお願いします。

○長谷川社会福祉課長 委員会資料の6ページになります。総合福祉会館ボイラーの交換工事についてです。ウララ2の総合福祉会館にあります障害者自立支援センターと老人福祉センターのシャワーに給湯しておりますボイラーが故障しましたので、緊急に修繕するものです。ボイラーは真空式ヒーターのものが2台ありまして、このうちの1台が、昨年12月に、真空部に水漏れが発生し起動できなくなったので、現在残りの1台で対応しております。両センターのシャワーを全てまかなう能力はないので、入浴時間をずらすことで対応しておりますが、その1台にも負荷がかかっておりますので、故障してしまう恐れがあり、故障してしまうとシャワーが使用できなくなってしまいますので、予備費を充用して、緊急の真空式ヒーター1台の交換工事を実施いたします。予算額としまして、工事請負費599万4,000円となっております。工事内容は、真空ヒーター1台の交換と、それに付随する工事となっております。工事期間としましては、次のスケジュールにありますように、真空ヒーターの製作に2か月を要しまして、大型クレーンの運行許可を得るのに3か月かかる見込みなので、本年2月下旬から6月下旬までを工事期間とさせていただきます。平成30年度中には完了しないことから、平成31年度へ繰越させていただきます。説明は以上でございます。

○柳澤委員長 質問があればどうぞ。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは次に移ります。平成31年度地域生活支援事業（日中一時支援事業）の単価改正について、執行部より説明をお願いします。

○加藤障害福祉課長 委員会資料7ページをお願いいたします。平成31年度地域生活支援事業（日中一時支援事業）の単価改正につきましてご説明いたします。改正理由につきましては、障害者総合支援法に基づく日中一時支援事業につきまして、法律の改正による新たなサービスが平成24年から導入されたことに伴いまして、サービス利用者の利用時間に変化が生じていることから、委託料を平成18年度の事業発足当初の半日単位から、時間単位の支援に見直し、現在の利用状況に対応した制度とするため、単価改正等を行うものでございます。事業概要につきましては、本事業は、障害者（児）の介護者若しくは保護者が介護困難な状態の際に、一時的に施設での介護を行うサービスになります。改正内容といたしましては、（1）委託料単価につきまして、現行では、4時間までを3,000円、4時間以上8時間までを6,000円としているものを、改正後は、1時間毎に750円をと設定するものです。また、（2）といたしまして、現行では、特に介護に支援を要する重症心身障害者（児）の単価設定がなかった為、改正後は、新たに重度心身障害者（児）の単価を設け、適切な介護支援が受けられるように設定するものでございます。（3）といたしまして、1か月あたりの利用限度時間を、現行の56時間から80時間へ改めて、介護者の利用実態に対応していきたいと考えております。施行日は、平成31年4月1日から予定しております。説明は以上でございます。

○柳澤委員長 質問があればどうぞ。

（発言者なし）

○柳澤委員長 それでは次に移ります。風しんに関する追加的対策について、執行部より説明をお願いします。

○塚本健康増進課長 資料の8ページをお願いいたします。風しんに関する追加的対策についてでございます。昨年からの風しん患者数の増加に伴い、国の風しんに関する追加的対策として予防接種法施行令の一部を改正し、風しん抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査、そして抗体検査で抗体値に低い者に対する定期接種を実施するものでございます。今回の予防接種法施行令が改正されたのが、2月1日であり、厚生労働省から事業の詳細が明らかになったのが遅かったことから、平成31年度の当初予算には計上できませんでしたので、本年4月1日付け補正予算の専決処分により対応したいと考えております。本事業の目的でございますが、風しんの発生及び蔓延を予防するため、2021年度末、平成33年度末でございますが、3年間に、対象となる昭和37年4月2日生まれ、現在56歳の方から昭和54年4月1日生まれ、現在39歳までの男性の抗体保有率を本事業の予防接種により、90パーセントに引き上げるというものでございます。このため、平成31年度から平成33年度、つまり2021年度末まで抗体検査、予防接種を行うものであります。対象者は、昭和37年4月2日生まれから昭和54年4月1日生まれまでの、現在39歳から56歳までの方でございます。この年齢層の方は、一度も風しんの予防接種を受けていない年代ということで、他の年齢層に比べましても抗体保有率が低い状況でございます。本市におきましては、対象者は約1万8,000人と見込んでいるところでございます。実施方法でございますが、働いている世代でありますことから、住所地ばかりでなく勤務地の近くでも予防接種が受

けられるよう全国規模の集合契約により実施いたします。また、予防接種にあたり必要な抗体検査は、特定健診や事業所で行う定期健康診断の機会を利用して実施する予定となっております。抗体検査や予防接種に係る費用は全額公費で負担いたします。周知方法につきましては、市の広報紙やホームページ、また対象者に直接個別通知とともに、クーポン券を送付する予定でございます。本事業に係る経費でございますが、まず31年度、1年目の対象者を昭和47年度から昭和53年度生まれと記載してございますが、これは昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの方でございます。約8,200人を対象に2,541万8,000円、翌年度の平成32年度は昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれ、約9,800人を対象に2,575万8,000円を見込んでおり、2か年で総額5,117万6,000円となります。3年目の平成33年度につきましては、現在のところ未定でございます。なお、新年度にすぐに事業が開始出来るよう、今年度システム改修・クーポン券作成・送料として196万円を見込んでおまして、現予算で対応してまいります。また、予防接種費用につきましては国から9割が交付税措置されますとともに、抗体検査につきましては、1/2が国から補助されるという予定でございます。以上でございます。

○柳澤委員長 質問があればどうぞ。

○福田委員 予防接種は1回で有効なんでしょうか。

○塚本健康増進課長 本来であれば2回必要であります。これまで1回接種という年代もございまして、1回でも抗体がそれなりに付いてございますので、今回の事業では1回という内容になっております。

○福田委員 普通に抗体検査なり、予防接種を受けた場合の医療費というのは。医療機関によっても違うと思うんですけども。

○塚本健康増進課長 抗体検査も医療機関の単独でやる場合と健康診断でやる場合とで値段が違っていて、健康診断ですと約2,000円、医療機関で行いますと5千数百円ということでございます。

○柳澤委員長 他はよろしいですか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 以上で提出された資料の説明は終了しました。その他何か執行部からありますか。

○佐野高齢福祉課長 前回の委員会時に、鈴木議員より、米寿のお祝いを廃止したことに関連して、「どういう考えで介護予防事業に力を入れていくのか」という点と、「金婚の集いはどのように開催していくのか」という2点につきましてご質問がございましたので、31年度の事業の概要につきましてご説明をさせていただきます。はじめに、1点目の「どういう考えで介護予防事業に力を入れていくのか」につきましてご説明させていただきます。まず、本市の現状から申し上げますと、介護保険制度が始まった平成12年度と昨年度末、平成29年度末を比較いたしますと、65歳以上の第1号被保険者の数は、2万958人から3万9,524人と約1.9倍、要支援・要介護認定者の数は、1,855人から6,174人と約3.3倍、介護給付費に至っては、23億2,

000万円が100億4,200万円と約4.3倍となっており、高齢者人口の増加に伴い、介護給付費や医療費等も年々増加しておりますことから、支援や介護などが必要にならないような、元気な高齢者の方を増やすことが喫緊の課題となっているところでございます。そのようなことから、要介護にならない、元気な高齢者を増やしていくための、積極的な介護予防事業の展開が求められているところでございます。本市での代表的な介護予防事業といたしましては、市内各中学校地区8箇所がございます、年間延べ約7万人の高齢者の方々が利用している「生きがい対応型デイサービス事業」、市内77箇所定期的に開催している「シルバーリハビリ体操教室」、そして、高齢者の虚弱化（フレイル）予防を目的とした「はつらつ元気講座」、認知症予防を目的に、頭の体操などの予防運動を行う「認知力アップ教室」など、心と身体を健康に保つことが出来る事業に力を入れていくことにより、元気な高齢者を増やして行きたいと考えているところでございます。また、家に閉じこもりがちな高齢者の方に対しても、先ほどの主要事業でもご説明いたしました、昨年10月から2箇所体制となりました「地域包括支援センター」や各中学校地区にございます「在宅介護支援センター」の職員による個別訪問等の実施によりまして、介護になる恐れのある高齢者の把握に努めながら、介護予防事業等への参加へと繋げ、介護予防、認知症予防を進めてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解の程、よろしくお願いいたします。続いて2点目の「金婚の集いはどのように開催していくのか」につきましてご説明させていただきます。31年度の「金婚をたたえる集い」につきましては、ご案内のとおり、土浦市民会館が今年1月中旬より大規模改修工事に入っておりますことから、利用ができません。そのようなことから、31年度の当該事業につきましては、ウララ5階にございます「県南生涯学習センター」の多目的ホールでの開催を想定し、予算を計上させていただきました。31年度につきましては、会場の変更はございますが、内容につきましては、30年度同様、プロのカメラマンによる、講座室等4箇所でのご夫婦での記念写真の撮影、式典の開催、伝統芸能の演奏などを想定し、予算を要求しているところでございますので、よろしくお願いいたします。高齢福祉課からは、以上でございます。

○柳澤委員長 他はよろしいですか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 委員の皆さんから執行部に、何かありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 では1つ。米寿のお祝いはその後どうしたんだっけね。

○佐野高齢福祉課長 31年度の敬老事業につきましては、今年度同様な内容で、最高齢の方には祝い状を、100歳を迎えられる方には祝い状と祝い金を贈呈させていただく予定でございます。

○柳澤委員長 表彰状1枚くらいいくらでも出るんだから、1,000円か2,000円だろ、米寿は毎年何人くらいいますかね。

○佐野高齢福祉課長 29年度が671名でした。

○柳澤委員長 700人いたって、1枚いくら、2,000円か額入れて。140万円

か、まだ時間的に間に合うから。前にもこの委員会で言ったけれどもね、その会場にいた人がみんな幸せになっちゃうんだよ。参加者の皆さんは何千円かの記念品は欲しくないのよ、中には欲しい人もいるかもしれないけど、記念品が目的じゃなくて皆の前で88歳まで健康で長生きしてくれましたって、それが嬉しいんですよ。これほど効果的な予算の使い方はないと思うのよ。前段で介護予防って話もあったでしょ、正にそういうことだと思うんですよ、88歳になると皆の前で市長から表彰されるから頑張ってグラウンドゴルフやっちゃうとかね、そういうふう目的意識を持つ年寄りもいるはずなんですよ。今からでもいいからその辺を考えてやってみて貰えないかな。140万円で市内全域の年寄り、1箇所4、50人参加するとして、何箇所ですか敬老祝賀会やってるのは、100ぐらいやってるか。

○佐野高齢福祉課長 高齢者クラブ自体は96です。

○柳澤委員長 100町内やったとしたって、4、5、000人は一気に幸せになっちゃってことよ。介護予防もいろんな場面で手を変え品を変えやらないと、包括もいいんだけど、いろんな材料を出してやらないと介護予防も出来るはずがないと思うよ。決して佐野課長がやっていることを否定はしてはいないよ、もっともっと効果的にやるのにはちょっとの出費でね、1つの目標を作るというのは大事だからね。まだまだ時間があるんでよろしくをお願いします。他なければ、以上で終わります。委員の皆さんは、今しばらくをお願いします。

(執行部退席)

○柳澤委員長 それでは、その他として事務局から事務連絡をお願いします。

○宮崎議会事務局係長 お手元にその他の資料がございます。まずは、継続審査中の陳情についてでございます。現在、文教厚生委員会で継続審査中の陳情が2件ございます。前回提出された医師養成定員を減らす政府方針の見直しの陳情について、資料になると思われるものを印刷しましたので、参考にさせていただければと思います。また、お手元に、地方議会研究会というところで書かれた議員・職員のための議会運営の実際という本の一部をコピーしたものでございます。今回、議員任期満了前の審査ということでございまして、黄色でマークをさせていただいたところですが、議員の任期満了まで継続審査が出来るといっても、そのようなものをすべきではない、速やかに結論を出すものと書かれておりますので、参考にさせていただき審査をしていただければと存じます。

次に、各種委員会等委員の選出についてということで、健康増進課から土浦市健康つちうら21計画推進委員会委員の選出依頼がございました。先週の議会運営委員会において、文教厚生委員会から選出することとなりましたので、定例会中の委員会で選出させていただければと存じます。次に、全員協議会の開催についてでございます。3月5日午前9時45分から開催となっておりますのでよろしくお願いいたします。次に、茨城新聞社による立候補予定者の写真撮影について、3月11日午前9時からこの委員会室で撮影でございますのでよろしくお願いいたします。

最後に、懇親会についてでございます。3月19日午後6時から霞月楼で開催いたします。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○柳澤委員長 それでは、以上で文教厚生委員会を閉会します。長時間にわたり大変ご苦勞さまでした。